

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた 総合経済対策

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた 総合経済対策

～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

令和6年11月22日

目 次

第1章 経済の現状・課題及び経済対策の基本的考え方	1
1. 経済の現状・課題及び対応の方向性	1
2. 経済対策の基本的考え方	2
第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策	5
第1節 日本経済・地方経済の成長	
～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～	5
1. 賃上げ環境の整備	
～足元の賃上げに向けて～	5
(1) 最低賃金の引上げ	
(2) 持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進	
(3) 省力化・デジタル化投資の促進	
(4) 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備	
(5) 中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援	
2. 新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）の展開	
～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～	13
(1) 「新しい地方経済・生活環境創生本部」による新たな地方創生の起動	
(2) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障の強化	
(3) 地域の生活環境を支える基幹産業等の活性化	
(4) 文化芸術・スポーツ及びコンテンツ産業の振興	
(5) 大阪・関西万博の推進	
3. 「投資立国」及び「資産運用立国」の実現	
～将来の賃金・所得の増加に向けて～	25
(1) 潜在成長率を高める国内投資の拡大	
(2) イノベーションを牽引するスタートアップへの支援	
(3) 「資産運用立国」の実現に向けた取組の加速	
第2節 物価高の克服	
～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～	43
1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応	43
(1) 物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援	
(2) 地域の実情等に応じた物価高対策の推進	
(3) 物価高の影響を受ける業種の支援	
2. エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現	45
第3節 国民の安心・安全の確保	
～成長型経済への移行の礎を築く～	47
1. 自然災害からの復旧・復興	47
2. 防災・減災及び国土強靱化の推進	47
3. 外交・安全保障環境の変化への対応	50
(1) 外交・安全保障	
(2) 防衛力の強化	
4. 「誰一人取り残されない社会」の実現	52
(1) 防犯対策の強化	
(2) こども・子育て支援の推進	
(3) 公教育の再生を始めとする学びの支援	
(4) 女性・高齢者の活躍・参画の推進	
(5) 困難に直面する者・世帯への支援等による安心・安全の確保	

第1章 経済の現状・課題及び経済対策の基本的考え方

1. 経済の現状・課題及び対応の方向性

我が国は、この30年余の間、バブル崩壊に伴う混乱やデフレ、世界的な金融危機、度重なる自然災害、コロナ禍といった幾多の難局に直面したが、国民各層のたゆまぬ努力によって、これらを乗り越えてきた。その結果、名目GDPは600兆円、設備投資は100兆円をそれぞれ超え、賃金も33年ぶりの高い賃上げ率が実現した。成長と分配の好循環は、動き始めている。現在、我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にある。

こうした前向きな動きを、国民一人一人が実際の賃金・所得の増加という形で、手取りが増え、豊かさが実感できるよう、更に政策を前進させなければならない。賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、そして、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとすることを目指す。

さらに、賃金・所得が力強く増加していく状況が定着していくまでの間も、家計を温め、生活者が豊かさを実感できるよう、幅広い方策を検討することも必要である。

最重要課題として、女性・若年者・高齢者を含め、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得を増やすため、日本経済・地方経済の成長力を強化する。同時に、誰一人取り残されない形で、成長型経済へ移行することに道筋をつけるため、継続する物価高の中、様々な事情によって働けない方々を含め、厳しい状況に置かれている方々を対象とし、当面の支援措置を講じる。さらに、成長型経済への移行の前提として、自然災害への対応を含め、安心・安全の確保に万全を期す。安倍内閣の経済財政政策（アベノミクス）の成果の上に立ち、岸田内閣の「新しい資本主義」を始めとする経済財政政策の取組を引き継ぎ、更に加速・発展させていく。

第一に、全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす「日本経済・地方経済の成長」として、人への投資、中堅・中小企業の稼ぐ力や地方経済の潜在力を引き出す国内投資を促進する。イノベーションやDX（デジタル・トランスフォーメーション）・GX（グリーン・トランスフォーメーション）、経済安全保障、スタートアップ等の分野において、官民連携投資を推進する。人口減少下においても、日本経済・地方経済をともに成長させ、生活が豊かになったことを多くの国民に実感していただけるWell-beingの高い社会の実現につなげていく。

第二に、誰一人取り残されない形で、成長型経済への移行に道筋をつける「物価高の克服」として、足元で特に物価高の影響を受ける家計や事業者の負担を軽減するため、きめ細かい支援を行うとともに、エネルギーコストの上昇に強い経済社会の実現に取り組む。

第三に、成長型経済への移行の礎を築くための「国民の安心・安全の確保」として、東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興に全力を傾注するとともに、防災・減災及び国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応、防犯対策の強化等に取り組むことによって、成長型経済への移行の礎とする。

この経済対策を含め、経済財政運営を推進していくに当たっては、デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。

こうした取組によって、日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創っていくことを目指す。

2. 経済対策の基本的考え方

経済対策は、以下の3本の柱で構成し、予算、財政投融资、税制、制度・規制改革など、あらゆる政策手段を総動員する。

(第1の柱：日本経済・地方経済の成長

～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～)

中堅・中小企業における生産性の向上、中長期的な成長力の強化に向けた取組を強化し、日本経済の潜在成長力を高めることによって、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得を増やす。一人一人の生産性や付加価値を高め、賃金・所得を増やすメカニズムを全国各地で動かしていく。

地方こそ成長の主役である。賃金・所得の増加を全国津々浦々に波及させ、定着させる。ICT技術も活用しながら、新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）を展開する。

地方経済が、人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題に直面する中、官民が連携してそれらを成長のエンジンへと転換する。地域資源のアナログ価値をデジタル化し、新たな需要創出や生産性向上につなげることは、我が国全体の成長を牽引し得る。「新しい地方経済・生活環境創生本部」（2024年10月11日設置）において、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定する。地域の産官学金労言¹が連携し、それぞれの知恵と情熱を活かして地域の可能性を引き出すことを後押しする。国民・国・地方が一丸となった地方創生の機運醸成、地方創生の好事例の横展開等を通じて、希望と幸せを実感する社会を実現することを目指す。

1 産は産業界、官は地方公共団体や国の関係機関、学は大学等の教育機関、金は金融機関、労は労働団体等、言は報道機関をそれぞれ指す。

(第2の柱：物価高の克服)

～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～

国民生活・事業活動を守り抜くため、当面の対応として、物価高に伴う家計や事業者の負担を軽減する。特に物価高の影響を受ける低所得者世帯向けの給付金、地域の実情に応じた物価高対策を後押しする「重点支援地方交付金」など、総合的な対応を講じる。

エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性強化に取り組み、脱炭素成長型経済構造への移行を進め、我が国経済をエネルギー制約から守り抜く。構造的な対応として、家庭・住宅の省エネ・再エネなど、エネルギーコストの上昇に強い経済社会の実現に向けた取組を進める。

(第3の柱：国民の安心・安全の確保)

～成長型経済への移行の礎を築く～

自然災害からの復旧・復興に取り組むことはもとより、今後も想定される災害への備えに万全を期すため、防災庁の設置に向けた検討と並行して、まず、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化するとともに、避難所環境の整備など、防災・減災及び国土強靱化の取組を進める。

緊迫の度合いが高まっている国際社会、戦後最も厳しく複雑な状況となっている安全保障環境を踏まえ、国家及び国民を守り抜くため、外交・安全保障環境の変化に的確に対応する。

希望あふれる未来に向け、全ての国民が生きがいを感じられる社会の基盤として、防犯対策の強化、こども・子育ての支援を着実に進めるほか、女性や高齢者の活躍・参画の推進など、安心・安全が確保され、かつ、「誰一人取り残されない社会」の実現に取り組む。

(補正予算の編成)

経済対策の裏付けとなる令和6年度補正予算を速やかに編成し、早期成立に取り組む。

(経済対策の早期執行)

経済対策を速やかに執行し、一刻も早く支援をお届けする。このため、全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努めるとともに、関連する施策の広報・PRを強化する。各施策の執行に当たっては、DXを前提とした簡素かつ迅速な実施を基本とするほか、事後の適切な進捗管理に努める。

（日本銀行への期待）

政府は、引き続き、日本銀行と緊密に連携し、デフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいく。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

（今後の取組）

いわゆる「103万円の壁」については、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる。また、「ガソリン減税（いわゆる暫定税率の廃止を含む）」については、自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得る。これらに伴う諸課題に関しては、今後、検討を進め、その解決策について結論を得る。

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長

～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

1. 賃上げ環境の整備

～足元の賃上げに向けて～

2024 年の春季労使交渉では、賃上げ率は 33 年ぶりの高水準となった。この流れを継続・拡大し、物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させるため、企業数の 99%以上、従業員数の 70%近くを占める中小企業を中心として、価格転嫁の円滑化等の環境整備を推進するとともに、経営基盤の強化・成長に向けた支援を充実する。

(1) 最低賃金の引上げ

2024 年度の改定後の最低賃金額は全国加重平均で 1,055 円、引上げ幅 51 円は 2021 年以降連続して過去最高額となった。適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。このため、最低賃金の今後の中期的引上げ方針について、早急に政労使の意見交換を開催し、議論を開始する。2025 年の春季労使交渉に向けた意見交換も行う。

今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

中小企業の業務改善や設備投資に対する支援を充実する。中小企業が最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応を円滑に実施できるよう、相談体制を拡充する。令和 6 年度税制改正において改正した賃上げ促進税制について、制度詳細の周知広報を徹底する。

こうした取組を含め、持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進、省力化・デジタル化投資の促進、人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備、中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援といった施策を総動員する。

施策例

- ・最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金（厚生労働省）
- ・事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）
- ・令和 6 年度税制改正で拡充した賃上げ促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】 等

（２）持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進

中小企業が賃上げの原資を確保するためには、政府が価格転嫁を後押しすることが鍵となる。価格転嫁は、発注者にとって欠かせないビジネスパートナーである受注者の経営基盤の強化、サプライチェーン全体の持続可能性の確保に資する。政府は、これまで、全国 330 名の下請Ｇメン²を通じた取引実態の調査、価格交渉促進月間（毎年３月・９月）における交渉・転嫁の要請等を行ってきた。2023 年 11 月には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」³を公表し、周知徹底を進めてきている。その結果、価格交渉が行われたケースが増加するなど、一定の成果は上がっているものの、物価高が継続する中、中小企業の賃上げを後押しするため、これらの取組を一層強化する。

下請Ｇメンに加え、新たに「下請かけこみ寺」⁴の調査員との連携により、中小企業の取引実態に関する情報収集体制を強化し、問題ある発注事業者の情報を追加的に収集する。取引適正化に向けた取組に当該情報を活用するとともに、事業所管省庁と連携する形で、公正取引委員会の下請法⁵の執行強化に向けた体制を整備する。発注側の大企業と受注側の中小企業は共存共栄の関係にあることを踏まえ、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく取組を徹底するため、2024 年末までに、所管省庁において、業界団体と連携し、指針の遵守状況についての実態調査及びその結果に基づく改善措置を完了させる。取引適正化に係る公正取引委員会の取組について、メッセージ性のあるショート動画を作成し、ＳＮＳの広告媒体における配信等を通じて周知する。

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

約束手形・電子記録債権等⁶の支払サイトの短縮・現金払い化、2026 年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。2024 年 11 月に、手形サイト短縮に係る指導基準の見直しを行ったところであり、これと約束手形の現金払い化・利用の廃止を合わせ、幅広い業界団体への周知徹底を行う。受注者に資金繰り負担をしわ寄せする約束手形等による支払いについて、下請法での取扱いを検討し、結論を得る。

2 中小企業庁では、2017 年から、取引実態を把握するため取引調査員（下請Ｇメン）を全国に配置して下請中小企業からのヒアリング調査を実施。収集した情報を下請取引適正化のための各種政策に活用。

3 2023 年 11 月 29 日に、内閣官房・公正取引委員会から公表。

4 中小企業庁が、全国 48 か所（本部である全国中小企業振興機関協会及び各都道府県に設置された中小企業振興機関）に設置した機関。下請事業者が抱える取引上の悩みについて、弁護士や相談員が対応。

5 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）。

6 為替手形、一括決済方式など、支払サイトが発生するその他の支払手段を全て含む。

国等又は地方公共団体の官公需においても、入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる必要がある。2024 年内を目途に、最低制限価格制度⁷及び低入札価格調査制度⁸について、各制度の趣旨に則った対応を徹底するとともに、それらの運用実態を調査し、運用改善について検討を行う。少額随意契約制度⁹についても、長期間上限価格が改定されていないことを踏まえ、同年内を目途に、運用実態を調査し、その在り方を検討する。

建設業・物流業の持続的成長、業界における価格転嫁の円滑化及び賃上げ原資の確保に向け、第三次・担い手3法¹⁰・改正物流法¹¹を着実に施行し、その内容の周知広報を徹底する。重層下請構造の適正化に向けた実態調査、適正な見積りの普及、建設Gメンやトラック・物流Gメンを活用した事業者間の取引に係る調査・改善指導を強化することによって、取引適正化やそれらの業界の労働者の処遇改善を進める。自動車整備業における賃金状況の実態調査を行う。警備業について、2024 年8月に改定された業界の自主行動計画を踏まえ、民民の取引及び官公需において、労務費を含めた適切な価格転嫁を進める。

クリエイターが安心して持続的に働けるよう、取引慣行を是正していくため、音楽・放送分野について、公正取引委員会の実態調査を2024 年内に完了し、その結果を踏まえ、実演家と事務所との間の契約を適正化する観点から指針を作成する。映画・アニメ分野について、2025 年にクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。国内映像制作等に関する事業者向け支援については、労働基準法¹²の準拠等を定めるガイドラインに沿って対応を行う事業者を優先的に支援することによって、現場における環境改善を促進する。クリエイターの作品が適法かつ円滑に利用され、適正な対価還元が促進されるよう、オンライン上での権利情報集約・情報検索を可能とする分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築を行う。

施策例

- ・ 中小企業取引対策事業（経済産業省）
- ・ 価格転嫁円滑化の取組に関する調査（公正取引委員会）
- ・ 価格転嫁対策等の広報強化（公正取引委員会）
- ・ 下請法改正の検討（公正取引委員会）【制度】
- ・ 近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施（国土交通省）
- ・ 建設産業・不動産業の生産性向上のための市場環境整備等（国土交通省）

7 工事・製造その他の請負契約において、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申し込んだ者を落札者とする制度。

8 工事・製造その他の請負契約において、最低の価格で申込みをした者が、その価格では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、その者が契約の相手方として適当か否かを調査し、不適当であると認める場合には、その者を落札者としなないこととすることができる制度。

9 国及び地方公共団体の契約は、一般競争入札により締結するのが原則であるが、予定価格が一定の額（現在、国の委託契約等であれば100万円）の範囲内であれば、随意契約とすることができる制度。

10 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第54号）。

11 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）。公布の日（2024年5月15日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

12 昭和22年法律第49号。

- ・物流の革新と持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進（国土交通省）
- ・自動車整備業の人材確保に必要な賃上げ等調査事業（国土交通省）
- ・クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査（公正取引委員会）
- ・クリエイター事業者支援事業（事業化・海外展開推進）（経済産業省）
- ・分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築事業（文部科学省）
- ・放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究（総務省） 等

（３）省力化・デジタル化投資の促進

中小企業生産性革命推進事業¹³を更に充実する。

人手不足が深刻化する中、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入に加え、業務に応じたソフトウェアの簡易な選択及び導入を支援する。その際、生産現場のみならず、会計事務等を効率化するためのＩＴ化も支援するとともに、導入後のサポート支援も行う。

事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイド型の省力化投資を支援する。

人手不足感の強い業種について、各事業所管省庁が、それらの業種に属する事業者の省力化投資を促進するための具体的プランを早急に策定する。

地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合についても支援を行う。

地域への産業立地を推進するため、地域未来投資促進法¹⁴等を活用した設備投資や産業用地確保を促進する。

施策例

- ・中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等の一体的な支援（経済産業省）
- ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（経済産業省）
- ・製造業・サービス業の人手不足解消に資するロボット開発環境の構築（経済産業省）
- ・地域未来投資促進法等を活用した土地利用転換手続の迅速化（経済産業省、国土交通省）【その他】
- ・地域未来投資促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】 等

（４）人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備

持続的・構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革¹⁵を推進する。

13 中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、ＩＴ導入、販路開拓、円滑な事業承継・引継ぎ等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援する事業。

14 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）。

15 リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化。

改正雇用保険法¹⁶によるリ・スキリング支援策について周知広報を行い、デジタル分野等を含め、就職氷河期世代を始めとする全世代のリ・スキリングを支援する。団体等検定¹⁷の合格に向けた講座を教育訓練給付の対象講座に加え、人手不足分野を中心として、業界内における検定合格者の適切な評価と処遇改善につなげる。技能者の育成、技能継承の取組を推進する。産官学連携によるリカレント教育プログラムの実施を支援する。

ジョブ型人事の導入を促進するため、多様な導入企業の事例が詳細に掲載された「ジョブ型人事指針」¹⁸の周知・普及に取り組む。

ハローワーク職員のキャリアコンサルタントの資格取得を促進するとともに、民間のキャリアコンサルタントの協力を得て、転職やキャリアアップに向けた相談支援を充実する。キャリアコンサルタントが労働者に指導・助言を行う際の参考として、民間の求人情報について、2024 年度内に、ニーズの高い職種等の求人動向や賃金水準の情報提供を開始する。2025 年度以降、職種・地域の拡大やハローワークの保有情報との集約を進める。レビキャリ¹⁹を活用し、経営人材としての大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングを促進する。

人手不足への対応が急務となる中、いわゆる「年収の壁」²⁰を意識せずに働く時間を延長することができる環境づくりを後押しする。「年収の壁・支援強化パッケージ」²¹について、申請書類の簡素化、審査の迅速化、年収の壁突破・総合相談窓口におけるワンストップ相談体制の整備によって、新たに社会保険の対象となる短時間労働者をきめ細かく支援することと併せて、制度の見直しに取り組む。

働き方に中立的な年金制度を構築し、被用者にふさわしい年金給付を実現するため、従業員数 50 人超とされている企業規模要件の撤廃、常時 5 人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消による被用者保険の適用拡大等について、2024 年内に結論を得る。

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換や処遇改善を支援するため、キャリアアップ助成金の活用、都道府県労働局・労働基準監督署の連携による同一労働同一賃金の遵守徹底を進める。

16 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）。

17 事業主団体・企業が、労働者の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するもの。

18 2024 年 8 月 28 日に、内閣官房・厚生労働省・経済産業省から公表。

19 大企業人材と地域の中堅・中小企業を地域金融機関がマッチングすることを目的として、地域経済活性化支援機構（REVIC）が運営する人材プラットフォーム。

20 第 3 号被保険者（被扶養者）として社会保険料負担がなかった者が、一定以上の収入となった場合において、社会保険料負担が発生する、又は、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることにより、手取り収入が減少するという問題。年収 106 万円では厚生年金保険・健康保険に、年収 130 万円では国民年金・国民健康保険に加入することとなり、それぞれ「106 万円の壁」、「130 万円の壁」と呼ばれる。

21 2023 年 9 月 27 日全世代型社会保障構築本部決定。

改正育児・介護休業法²²による子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、育児・介護に直面した労働者に対する両立支援制度の個別周知・意向確認等の履行徹底に取り組む。労働者の希望に応じた育児休業の取得に向けた環境整備に取り組む中小企業への支援を拡充する。生活時間・睡眠時間を確保する勤務間インターバル制度、テレワーク、選択的週休3日制、「多様な正社員」制度²³の導入企業の拡大に取り組む。

自爆営業²⁴に関連する言動について、2024年度内に、違法行為・パワーハラスメントに該当し得る類型・例を明確に示す。副業・兼業については、これまでの周知の取組に加え、2024年度内に、副業・兼業に係る競業避止義務の内容を明確化し、営業秘密の保護と両立する形での副業・兼業を円滑化する。フリーランス・ギグワーカーに対する一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えの実態について、2024年度内に調査を行う。36 協定の内容が各事業場で異なる場合について、2024年度内に、オンラインによる本社の一括届出を可能とする。会社分割時における会社から労働者・労働組合への通知や労働者からの異議申立てについて、2024年度内に、電子化に向けた検討を行う。

足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け²⁵、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとし、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT機器の活用、経営の協働化、訪問介護の提供体制の確保、障害者就労施設の経営改善といった取組を支援する。

公務員の給与・待遇については、人事院勧告²⁶を踏まえ、適切に対応する。

施策例

- ・雇用保険法に基づくリ・スキリング支援策のハローワーク、ハローワークインターネットサービス等を通じた周知広報等（厚生労働省）【その他】
- ・訓練ニーズの変化等を踏まえた教育訓練給付の指定講座の拡大（厚生労働省）【制度】
- ・リカレント教育エコシステム構築支援事業（文部科学省）
- ・地域金融機関取引事業者支援高度化事業（金融庁）
- ・「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行と年金制度等の見直し（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組（厚生労働省）【その他】
- ・介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等の活用促進等（厚生労働省）【その他】
- ・育児休業取得に向けた環境整備を支援する「両立支援等助成金」の拡充（厚生労働省）
- ・勤務間インターバル制度の導入促進（厚生労働省）【その他】
- ・テレワーク普及促進対策（厚生労働省）【その他】

22 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）。

23 短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度といった勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した制度。

24 使用者が労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して、当該使用者の商品・サービスを購入させること。

25 例えば、医療分野では、令和6年度診療報酬改定においてベースアップ評価料を創設しており、その算定がさらに推進されるよう、届出様式を簡素化するとともに、厚生労働省ホームページで、ベースアップ評価料に関する情報を周知している。また、介護分野等では、令和6年度介護報酬改定等において既存の処遇改善加算を活用しやすいように一本化した上で加算率を引き上げており、未取得事業所用には申請書類を簡素化し、直接送付するほか、厚生労働省ホームページで処遇改善加算に関する分かりやすい情報を広く周知している。さらに、今回の取組により職場環境等要件を満たすことで、より上位区分の加算を取得し、更なる賃上げにつながることも期待される。

26 2024年8月8日。

- ・「多様な正社員」制度導入支援等事業（厚生労働省）【その他】
- ・「自爆営業」の根絶（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・副業・兼業の円滑化（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法の着実な執行（公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省）【制度】
- ・フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・36協定の本社一括届出の対象の拡大（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ（厚生労働省）
- ・介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（厚生労働省）
- ・障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（こども家庭庁、厚生労働省） 等

（５）中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援

賃上げを行う中小企業は増加している一方で、それらには、業績改善がみられない中での「防衛的賃上げ」が行われているケースも含まれている。賃上げを更に普及・拡大するためには、中小企業が稼ぐ力を強化し、その原資を確保できるよう支援することが必要である。

M&A及び事業承継の環境整備に取り組む。中小企業が安心してM&Aに取り組むことができるよう、2024年8月に改訂した「中小M&Aガイドライン」²⁷を周知徹底し、M&Aのトラブルについて注意喚起を行う。M&A成立後の成長に向けた円滑なPMI²⁸の取組を定着させるため、「中小PMIガイドライン」²⁹及び「PMI実践ツール」³⁰を周知する。M&A成立後の成長に向け、当該M&A実施企業が行う設備投資やPMIを支援する。複数回のM&Aによるグループ化を後押しするため、中堅・中小グループ化税制³¹等の活用を促進する。事業承継税制の特例措置について、2024年内を目途に、役員就任要件³²の見直しを検討する³³。事業承継・引継ぎ支援センターによる中小企業・小規模事業者の事業承継支援を強化する。

中小企業の資金調達の円滑化と金融規律の更なる強化を図りながら、その経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。中小企業に対する民間金融機関のプロパー融資³⁴を促進するため、当該中小企業に対し、その民間金融機関が行う信用保証付融資に係る保証料を引き下げる、協調支援型の信用保証制度を新設する。経営改善・事業再生に取り

27 2024年8月30日に、経済産業省から「中小M&Aガイドライン（第3版）」を公表。中小企業に対して、M&Aの基本的な事項や手数料の目安等を示すとともに、M&A業者に対して、適切なM&Aのための行動指針を示したものの。

28 Post Merger Integration の略。M&A後に行われる、組織や業務の統合作業。

29 2022年3月17日に、経済産業省から公表。譲受側が取り組むべきPMIの取組を整理したガイドライン。

30 2024年3月29日に、経済産業省から公表。中小PMIガイドラインの標準的なステップに沿った具体的な取組を促すためのツール。

31 中堅・中小企業が、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく特別事業再編計画の認定を受けてM&Aを行う場合、株式取得価額の最大100%までを損金算入可能とする税制措置。

32 現在、事業承継税制の特例措置を利用するためには、2024年12月末までに、後継者が役員に就任している必要がある。

33 令和7年度税制改正で検討・結論。

34 信用保証協会による保証がなく、民間金融機関が実施する融資。

組む事業者の資金繰りを後押しする信用保証制度を新設する。成長する中小企業に対しても、資本金劣後ローンの利用を促進する。中小企業活性化協議会による再生計画策定の支援等を通じ、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。

経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるよう、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案について、早期に国会に提出することを目指す。

売上高 100 億円超の中小企業を創出し、また、その候補となる中小企業の生産性向上を促すため、それらの事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M&A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。売上高 100 億円超を目指す中小企業に対し、官民ファンドからのリスクマネー供給及びハンズオン支援を行うとともに、その設備投資に対する支援策を検討する。国際協力銀行（J B I C）を通じて、成長力に資する国内の中堅・中小企業の海外展開について、地域金融機関とともに支援する。

中小企業の生産性向上と成長を加速するため、地域の金融機関、I Tベンダー、コンサルタント等の支援機関と連携するI T導入・活用支援の更なる充実、全国 43 の地域D X推進ラボ³⁵とよろず支援拠点の連携強化を通じて、全国的にD X支援の裾野を拡大する。

小規模事業者の持続的発展に向け、2024 年度内を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画³⁶を見直す。

施策例

- ・事業承継税制の特例措置における役員就任要件等の見直しの検討（経済産業省）【税制】
- ・中小企業活性化・事業承継総合支援（経済産業省）
- ・「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進（経済産業省）
- ・民間金融機関のプロパー融資を引き出す新たな保証制度（経済産業省）
- ・経営改善サポート保証制度（経営改善・再生支援強化型）（経済産業省）
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援（内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省）
- ・事業再構築法制の整備（経済産業省）【制度】
- ・売上 100 億超への成長を目指す中小企業へのファンド出資（経済産業省）
- ・売上 100 億超への成長を目指す中小企業への設備投資支援（経済産業省）
- ・国際協力銀行（J B I C）による地方創生に資する中堅・中小企業向け金融支援（財務省）
- ・生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業（厚生労働省）
- ・事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）＜再掲＞
- ・小規模企業振興基本計画の変更（経済産業省）【その他】 等

35 地域の産業・企業・行政のデータ活用、人材育成、データ連携基盤整備を通じたD X推進に向けて、地域の様々な関連機関とともに取り組む地方公共団体の取組について、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が選定するもの。2022 年 11 月以降、全国 43 の地方公共団体（県・市町村）が選定されている。

36 小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）に基づく。

2. 新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）の展開 ～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～

2014 年度から地方創生の取組が本格的に開始されて以降、交付金等を活用し、地域の住民が気持ちを一つにして、地方創生の取組に頑張る姿が全国各地で見られるようになったことは、大きな成果である。その一方で、東京一極集中の流れは止まっておらず、地方において、地方の産官学金労言の多様な関係者の知恵が十分に引き出されてきたか、国において、それを十分に後押ししてこられたかという点については、改善の余地が多分にあると考えられる。

こうした基本認識の下、これまでの成果と反省を活かし、地方創生の原点に立ち返り、全国津々浦々の地方公共団体において、産官学金労言から成る地域のステークホルダーが知恵を出し合い合意形成に努めるなど、地域の希望・熱量・一体感を取り戻す形で、新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）を展開する。

地方経済の現状をみると、都道府県ごとの労働生産性には、それぞれの産業構造の違い等から差異が生じている。こうした中、例えば、ICT技術を活用し、地域資源のアナログ価値をデジタル化することによって付加価値を高め、その地域に内外の需要を取り込むことを通じて成長力を高めることができれば、我が国全体の成長力の底上げにもつながる。そうした取組が全国的に広がれば、地方の成長は、我が国の成長を十分に牽引し得る。地方こそ成長の主役である。

人口の推計をみると、都道府県ごとの生産年齢人口及び高齢者人口の見通しにも差異が生じる。生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口が大きく増加する都市部では、身近な生活関連サービスの供給体制を確保することが課題となる。他方、生産年齢人口及び高齢者人口がともに減少する地方部では、コミュニティの機能維持が課題となる一方で、こども・若年者向けに政策資源を配分できれば、現役世代を対象とする行政サービスが充実することも期待できる。そうした課題への先行的な取組を幅広く支援する中で、それらの成果を同様の課題を抱える他地域にも横展開できれば、我が国全体の経済社会の持続可能性を確保することにもつながる。

（1）「新しい地方経済・生活環境創生本部」による新たな地方創生の起動

「新しい地方経済・生活環境創生本部」において、今後 10 年間集中的に取り組む基本構想を策定する。2024 年末に向け、基本的な考え方をとりまとめる。国民・国・地方が一体となった地方創生の機運醸成、地方創生の好事例の横展開等を通じて、希望と幸せを実感する社会を実現することを目指す。

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に取り組む。具体的には、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、

「若者・女性にも選ばれる地方」をつくる。このため、魅力ある仕事づくり、男女間・地域間の賃金格差の是正、非正規雇用労働者の処遇改善、働き方改革、アンコンシャス・バイアス³⁷の解消に向けた取組等を推進する。買物、医療、交通等の日常生活に不可欠なサービスの維持向上など、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生に取り組む。デジタル化や外国人観光客の増加という大きな流れを活用することも視野に入れ、今後成長が期待される地域資源を活かした農林水産業、観光、文化・芸術の振興など、付加価値創出型の新しい地方経済の創生に取り組む。ブロックチェーン³⁸、NFT³⁹、Web3.0⁴⁰等の新技術を活用した付加価値創出、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出、それらを後押しする制度・規制改革など、地方の通信基盤の整備を推進し、デジタル新技術の徹底活用に取り組む。こうした取組を一層強力に支援するため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指す。

経済対策では、その先行的な取組として、以下の施策を推進する。

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を創設し、地域資源を最大活用した農林水産業や観光産業等の高付加価値化⁴¹、買物、医療、交通など、日常生活に不可欠なサービスの維持向上⁴²、ブロックチェーン、NFT、Web3.0等の新技術を活用したデジタル公共財による付加価値創出⁴³等の取組を支援する。DX・GXを一気呵成に推進するため、同交付金において、初期投資を含め、地域における取組を面的に支援する。

特区の活用を始め、地域の実情を踏まえた幅広い分野の制度・規制改革を加速する。スーパシティ⁴⁴、デジタル田園健康特区⁴⁵、連携絆特区⁴⁶、金融・資産運用特区⁴⁷において、先端的サービスによって地域課題を解決するモデル地域として、必要な制度・規制改革やデータ連携に係る調査・実証を行う。その中で得られた知見は、他地域にも共有する。特区や制度・規制改革を活用しようとする地域の意欲ある取組について、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援する。

37 「無意識の思い込み」などと表現され、誰もが持っていると言われるもの。

38 情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、暗号技術を使って取引記録を分散的に処理・記録するデータベースの一種。

39 Non Fungible Token（非代替性トークン）の略。「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一性を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能を持つ。

40 次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化された個と個が直接つながる世界。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴付けられるWeb2.0に続くもの。

41 具体的には、北海道上ノ国町における「特産品開発」の取組など。

42 具体的には、長野県豊丘村におけるとよおかマルシェなどの買物支援の取組など。

43 具体的には、新潟県長岡市（旧山古志村）における「電子住民票」の取組など。

44 制度・規制改革とデータ連携を一体的に進め、様々な生活分野において先端的サービスを実装することを目指し、新たなモビリティサービスの実装、データ連携基盤の利活用によるサービス創出や都道府県間での共用化など、先導的な取組が行われている。

45 複数の地方公共団体が広域的に連携する形で、デジタルの活用と制度・規制改革により、救急救命士の役割拡大、健康医療情報の共有・連携、情報銀行を介したデータ利活用など、健康・医療分野の課題解決に向けた重点的な取組が行われている。

46 地理的に離れた複数の地方公共団体の連携により制度・規制改革を進め、離島・中山間地域等における利便性の高いドローン配送サービスの実現等の新技術の実装、半導体関連産業の拠点形成に必要な外国人材の受入環境の整備など、共通する地域課題の解決に向けた取組が行われている。

47 国と意欲ある地域が協働する形で、金融・資産運用サービスを集積させ、その業務を拡充させることによって、成長分野への資金供給を促進する取組が行われている。

国家戦略特区で認定を受けた事業者が金融機関から低利融資を受けることができる利子補給制度について、対象事業者に係る要件を緩和する⁴⁸。

特区において取り組む制度・規制改革に関する提案募集を継続するとともに、現在検討中の事項について、早期に具体化することを目指す。

- ・ 外国人創業活動促進事業⁴⁹の全国展開【2024 年内に所要の措置を講じる】
- ・ 薬剤師の対人業務強化に資する調剤業務一部委託特例の全国展開【早期の法令改正を行う】
- ・ 圧縮水素貯蔵量の上限規制の緩和（北海道・札幌市、福島県・浪江町）【2024 年度内に検討に着手する】
- ・ ドローンのレベル 4 飛行に係るエリア単位での飛行許可の実現に向けた措置（福島県、長崎県）【2024 年度内を目途に所要の措置を講じる】
- ・ 銀行による G X 関連事業に対する出資規制の緩和（北海道）【2024 年内を目途に所要の措置を講じる】
- ・ ベンチャー・ファンドに対する投資家の出資に係る規制の緩和（福岡市）【2024 年度内を目途に所要の措置を講じる】
- ・ 在留資格認定証明書交付申請手続の英語対応（札幌市、大阪府・市、福岡県・市）【2024 年度内に所要の措置を講じる】
- ・ 商業登記・定款認証に係る申請手続の英語対応（札幌市、東京都、大阪府・市、福岡県・市）【2024 年度内に所要の措置を講じる】

国税収入の増額に伴い、地方公共団体が、新たな地方創生施策を始め本経済対策の事業等を円滑に実施できるよう、2024 年度の地方交付税を増額する。

施策例

- ・ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府）
- ・ 特区制度を活用した制度・規制改革の推進（内閣府）【制度】
- ・ スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携絆特区、金融・資産運用特区における先端的サービスの開発・構築等の推進（内閣府）【制度】
- ・ 国家戦略特区に係る金融支援措置「利子補給制度」の活用推進（内閣府）【制度】
- ・ 地方交付税の増額（総務省） 等

⁴⁸ 対象事業分野を拡大し（医療、国際、農林水産分野等のみから、地方創生に資する他の分野にも拡大）、その事業者の規模要件を付さない（ベンチャー・中小企業等に限定しない。）。併せて、地方創生に資する他の利子補給制度（地域再生支援利子補給金制度及び総合特区支援利子補給制度）との間で、それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な執行が可能となる仕組みについて検討する。

⁴⁹ 外国人による創業活動を促進するため、地方公共団体等が一定の要件を確認した場合には、在留資格「経営・管理」の基準である事業所の確保及び規模の要件を 6 か月後までに満たす見込みがあれば入国を可能とする特例。

（２）農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障の強化

改正食料・農業・農村基本法⁵⁰に掲げられた食料安全保障の確保等に向け、初動５年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、2024年度内に基本計画を改定する。人口減少下においても、農林水産業・食品産業の生産基盤を強化し、安定的な輸入と備蓄を確保することなどを通じて、食料システム全体が持続的に発展し、活力ある農村を後世へ引き継げるよう、施策を充実・強化する。

海外依存の高い小麦、大豆及び飼料作物について、単収増に向けた取組や畑地化を支援する。輸入穀物に代替して利用可能な米粉の商品開発を支援する。生産資材についても、国産飼料としての青刈りとうもろこし等の生産・利用実証を支援するとともに、肥料の国産化に向けた製造施設の整備を支援する。

国内生産基盤の維持の観点も踏まえ、コメ・コメ加工品を含めた農林水産物・食品の輸出を促進するため、現地のスーパー、レストラン等を含めた新たな商流の構築に向け、国内の生産事業者、海外の販売事業者、商社等で構成されるコンソーシアムが行うモデル的な取組、輸出拡大に向けた高付加価値な有機農産物等の生産拡大の取組を支援する。

食料の合理的な価格形成を実現するため、コスト指標の作成を支援する。食品産業の生産性向上に向け、産地と連携する食品事業者の設備の導入を支援する。

経済的困窮者や買物困難者への食料提供を円滑化するため、フードバンクによる保管用倉庫の設置や輸配送等を支援するとともに、フードバンクへの政府備蓄米の無償交付を行う。

農業の収益力向上に向け、輸出促進にも資する農地の大区画化、通信環境の整備、スマート農業技術の開発⁵¹、多収性品種等の開発を推進する。新技術の導入を促進するため、農業支援サービス⁵²事業者の立ち上げや経営拡大を支援する。老朽化した共同利用施設⁵³の再編集約・合理化を支援するとともに、「地域計画」⁵⁴の実現に向け、農地の集積・集約化、農業人材の育成・確保、経営継承の取組を支援する。畜産の生産基盤の強化に取り組む。

中山間地域を振興するため、農業生産基盤の整備・保全を支援するとともに、ジビエの利用拡大を含めた鳥獣被害対策を推進する。

50 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和6年法律第44号）。

51 中山間地域の課題解決を目的とするものを含む。

52 データ分析やドローン散布等の作業受託、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等、農業者を支援するサービス。

53 カントリーエレベーター（穀類乾燥調製貯蔵施設）や農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等。

54 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき市町村が策定する計画であって、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもの。

林業については、循環型林業など、力強い林業の実現に向け、生産基盤の強化による国産材の安定供給、J A S 構造材⁵⁵・C L T⁵⁶等の建築用木材の利用拡大による需要創出、担い手の育成・確保に関する取組を支援する。

水産業については、成長産業化に向け、着実な資源管理、海洋環境の変化を踏まえた魚種・漁法の複合操業化や漁船漁業の養殖への転換、漁場環境の回復、海業⁵⁷の全国展開、担い手の育成・確保に向けた取組を支援する。

T P P 対策の推進により、国内の生産基盤の維持・強化に取り組む。

施策例

- ・国産小麦・大豆供給力強化総合対策事業（農林水産省）
- ・畑地化促進事業（農林水産省）
- ・米粉需要創出・利用促進対策事業（農林水産省）
- ・国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（農林水産省）
- ・サプライチェーン連結強化緊急対策（農林水産省）
- ・みどりの食料システム戦略緊急対策事業（農林水産省）
- ・円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策（農林水産省）
- ・持続的な食料システム確立緊急対策事業（農林水産省）
- ・外食産業課題対応緊急対策（農林水産省）
- ・食品アクセス確保緊急支援事業（農林水産省）
- ・持続可能な食品等流通緊急対策事業（農林水産省）
- ・高度無線環境整備推進事業（総務省）
- ・フードバンクへの政府備蓄米の無償交付（農林水産省）
- ・スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策（農林水産省）
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農林水産省）
- ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業（農林水産省）
- ・産地生産基盤パワーアップ事業（農林水産省）
- ・機構集積協力金交付緊急対策事業（農林水産省）
- ・新規就農者確保緊急円滑化対策（農林水産省）
- ・農業農村整備における食料安全保障対策（農林水産省）
- ・中山間地域等対策（農林水産省）
- ・鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）
- ・鳥獣被害防止のための指定管理鳥獣捕獲の支援（環境省）
- ・林業・木材産業国際競争力強化総合対策（農林水産省）
- ・不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業（農林水産省）
- ・水産業競争力強化緊急事業（農林水産省）
- ・海業振興緊急支援事業（農林水産省）
- ・国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策（農林水産省）
- ・食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（農林水産省）
- ・重要病害虫侵入・まん延防止緊急対策事業（農林水産省）
- ・家畜伝染病予防強化・緊急防疫対策（農林水産省）

55 強度等の品質・性能の確かな部材として日本農林規格（J A S）による格付の表示（J A S マーク）がされた木製品のうち構造用のもの。

56 Cross Laminated Timber（直交集成板）の略。一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着したもの。

57 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの。

- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）（農林水産省）
- ・漁業収入安定対策事業（農林水産省） 等

（３）地域の生活環境を支える基幹産業等の活性化

（医療・介護等）

高齢化や新型コロナ後の受診行動の変容を含めた患者像の変化等によって、足元の経営状況の急変に直面する医療機関のうち、病床削減を早急に実施する医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速する観点から、必要な支援を実施する。現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている場合への対応を進める。

地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保するため、特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する。地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行う。

医師偏在是正に向け、今後の人口動態等により、将来の医療機関の維持が困難な地域において、診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所の施設整備等を支援する。中堅・シニア世代等の医師を対象としたリカレント教育や医師少数地域の医療機関とのマッチングを支援する。地域枠学生を受け入れる大学の地域枠センター（仮称）の設置を支援する。

へき地における住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院がモデル的に行う巡回診療や代診医派遣、オンライン診療の取組を支援する。医師の負担軽減に向け、医師と特定行為研修修了者⁵⁸の協働によるタスクシフトを推進するため、指定研修機関⁵⁹において特定行為研修修了者を養成するための体制整備を支援するとともに、医師向けの「特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成し、周知する。

24 時間対応が可能な薬局が存在しない地域において、地域の実情に応じた薬剤提供体制を構築することが原則であるとの認識の下、その実現を図るための対応に加え、特例的な対応として、例えば、当該地域の訪問看護ステーションに配置可能な薬剤を拡充することを含め、医師等との連携の下で在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制の整備に向けて必要な対応を検討し、遅くとも 2024 年度内に結論を得る。

58 あらかじめ示された医師（歯科医師を含む。）の指示である手順書に基づき、特定行為（実践的な判断力や専門的な知識及び技術が必要とされる診療の補助行為）に係る研修を修了した看護師。この研修を修了した看護師は、医師又は歯科医師の判断を待たず、手順書により一定の診療の補助を行うことができる。

59 厚生労働大臣が指定する看護師の特定行為研修を行う学校、病院等。

介護分野については、先端技術の介護現場への導入促進に向けた実証を行い、生産性向上効果を検証する。サービスの担い手となる外国人を含む介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組を支援する。

障害福祉分野については、小規模事業所の人手を確保し経営を安定させるため、当該小規模事業所がモデル的に行う、異なる産業を含む他事業者との協働化に向けた取組を支援する。職員の負担を軽減するため、ＩＣＴ機器やロボットの導入を支援する。

若者が結婚、妊娠、出産など希望するライフデザインを実現できるよう、国・地方・民間企業が連携した支援に取り組むこととし、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に少子化対策に取り組めるようにするとともに⁶⁰、民間企業による若い世代のライフデザインを応援する取組を支援する。プレコンセプションケア⁶¹を推進するため、地方公共団体による医療機関における相談体制の整備を支援する。

施策例

- ・人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ（厚生労働省）＜再掲＞
- ・医師偏在対策の推進（厚生労働省）
- ・へき地医療拠点病院運営事業（厚生労働省）
- ・特定行為研修の組織定着化支援事業（厚生労働省）
- ・医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業（厚生労働省）
- ・在宅医療における円滑な薬物治療の実現（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・介護テクノロジー開発等加速化事業（厚生労働省）
- ・介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（厚生労働省）＜再掲＞
- ・外国人介護人材獲得強化事業（厚生労働省）
- ・外国人介護人材定着促進事業（厚生労働省）
- ・障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（こども家庭庁、厚生労働省）＜再掲＞
- ・地域少子化対策重点推進交付金（こども家庭庁）
- ・若い世代によるライフデザインに関する情報発信等（こども家庭庁）
- ・民間企業等と連携したライフデザイン支援（こども家庭庁）
- ・若い世代の希望を叶える官民連携型結婚支援等の推進（こども家庭庁）
- ・プレコンセプションケアの推進（こども家庭庁）
- ・放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業（こども家庭庁）
- ・放課後児童クラブ利用手続き等に関わるＤＸ推進実証事業（こども家庭庁）
- ・地域で安心して妊娠・出産できる環境の整備（こども家庭庁） 等

（物流・交通）

「2030 年度に向けた政府の中長期計画」⁶²に基づき、物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容を柱とする施策を一体的に講じ、地方創生を支えるインフラである物流を革新する。

60 地域少子化対策重点推進交付金について、地域の創意工夫を活かすため、要件の簡素化を行う。

61 男女ともに、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

62 2024 年 2 月 16 日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定。

物流の効率化については、鉄道、船舶、航空機、ダブル連結トラック等を活用した新たなモーダルシフトや共同輸配送を行う際に必要となる物流拠点の整備や大型コンテナ・シャーシの導入及び実証輸送を支援する。自動運転サービス支援道について、データ連携システムの開発・機能拡充、自動運転トラックによる幹線輸送サービスの自動化の社会実装を支援する。自動車運送事業者の高速道路の利用による労働生産性向上のために、高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置を1年間延長する。デジタル技術の活用、物流標準化・データ連携、自動化機器の導入、ドローン配送の拠点整備を支援する。水素・再生エネルギーの充填・充電設備の導入を支援する。

商慣行の見直しに関し、改正物流法の施行に向け、荷主・物流事業者の物流効率化の取組状況の調査や広報を行い、物流改善や標準的運賃の普及につなげるとともに、荷主の物流効率化に資する取組を支援する。荷主・消費者の行動変容については、宅配ロッカー等の多様な受取方法を普及する再配達削減の取組の実証を支援する。

地域交通の利便性、生産性及び持続可能性を高めるため、地域交通のり・デザインに係る取組を全面展開する。

「交通空白」の解消⁶³に向け、市町村やNPO法人が自家用車を活用して提供する有償の旅客運送である「公共ライドシェア」、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスである「日本版ライドシェア」の導入を総合的に後押しする。併せて、官民の連携により「交通空白」に係る共通課題を解決するためのパイロット・プロジェクトを展開すること等によって、「地域の足」及び「観光の足」の確保に取り組む。

MaaS⁶⁴等の交通サービスの高度化、モビリティ・データの活用等の地域交通を維持・活性化する取組を支援する。全都道府県における自動運転移動サービスの事業化を後押しする自動運転大型バスやタクシー等の社会実装、キャッシュレス化等の交通DX、旅客運送事業者の人材確保、ローカル鉄道の再構築に向けた取組⁶⁵等を支援する。

物流・人流の速達性向上や移動コストの緩和のため、道路ネットワークの戦略的・計画的な整備や渋滞対策を進めるとともに、高速道路の渋滞対策や観光を含む地域活性化等の観点から、混雑に応じた柔軟な料金体系の転換に取り組む。

施策例

- ・物流の革新と持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進（国土交通省）＜再掲＞
- ・持続可能な物流を支える物流効率化実証事業（経済産業省）
- ・持続可能な食品等流通緊急対策事業（農林水産省）＜再掲＞
- ・地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業（経済産業省）
- ・地域の移動課題解決に向けた自動運転サービス開発・実証支援事業（経済産業省）

63 地方部の路線廃止・減便等への対策のみならず、都市部のドライバー不足等への対策も含む。

64 Mobility as a Service の略。

65 ローカル鉄道の利便性や持続可能性の向上に資する鉄道施設整備や先進車両導入等の地域の取組を、国が支援する。

- ・高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長（国土交通省）
- ・「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開（国土交通省）
- ・生産性向上・地方創生に資する道路ネットワークの整備等（国土交通省）
- ・船員教育の質の向上・充実に向けた環境等整備（国土交通省）
- ・生産性向上や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化（国土交通省） 等

（小売・サービス）

暮らしを支える基幹サービスである買物環境を維持するため、地域の実情に応じた買物拠点施設の整備やドローン・ロボットを活用した物流配送サービスの実装を含め、地方公共団体の主体的な取組を支援するとともに、優良事例の周知・横展開を行う。

人口減少地域における買物サービスの確保に向け、地域住民、民間事業者及び地方公共団体が連携した先進事例の調査研究及び普及啓発を行う。

施策例

- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府）＜再掲＞
- ・買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業（総務省） 等

（観光）

観光立国を目指し、2030 年までに、訪日外国人旅行者数を 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 15 兆円とする目標の達成に向けた取組を推進する。

観光地の再生・高付加価値化を進めるため、観光・宿泊施設の改修を支援する。訪日観光客の地方への誘客を促進するため、地域の多様な観光資源を活かした体験コンテンツの造成、高付加価値なインバウンド観光地づくりを支援する。デジタル技術を活用したオーバーツーリズムの防止・抑制に資する観光需要の分散・平準化、バリアフリー設備の整備、観光地における二次交通⁶⁶の確保など、訪日外国人旅行者の受入環境整備を支援する。

航空ネットワークの維持・活性化に向け、航空燃料の供給体制の整備やサプライチェーンの強靱化を推進するとともに⁶⁷、空港業務のDXに取り組む。

訪日外国人旅行者数の増加に対応するため、入管DXに取り組む。円滑かつ厳格な出入国在留管理を早期に実現するため、電子渡航認証制度の導入に向けた調査を行う。訪日外国人旅行者数の増加を受け、地方を含む空海港における出入国審査環境を整備する。

施策例

- ・地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化（国土交通省）

⁶⁶ 鉄道主要駅、空港等の交通拠点と目的となる観光地を結ぶ交通アクセス。

⁶⁷ このほか、持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進に向けて、引き続き、製造・供給体制構築支援等にも取り組む。

- ・ 地方誘客促進によるインバウンド拡大（国土交通省）
- ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備に向けた緊急対策（国土交通省）
- ・ 航空ネットワークの維持・活性化に向けた空港受入環境整備等（国土交通省）
- ・ 航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業（経済産業省）
- ・ 電子渡航認証制度の導入に向けた調査等準備の促進（法務省）
- ・ 地方空港における審査環境の充実のための整備等（法務省）
- ・ 民族共生象徴空間（ウポポイ）への誘客推進（国土交通省） 等

（まちづくり）

民間事業者を含む地域の多様なステークホルダーが地方公共団体と連携し、事業分野の垣根を越え、行政区域にとらわれずに、暮らしに必要なサービスの持続的な提供を行おうとする先導的な取組について、実施体制の構築、仕組みの検討から事業の実施までを一体的に支援することによって、地域経営主体を育成し、「地域生活圏」⁶⁸の形成につなげる。地域おこし協力隊の確保、産官学金労言連携による地域密着型企業の立ち上げを促進する。地方への人の流れを創出する二地域居住を促進するため、モデル的な取組を支援する。

民間事業者や地方公共団体等で構成されるコンソーシアムが行うデジタル技術を活用した先進的な都市サービスの実装に向けた実証を支援し、「スマートシティ」の実現につなげる。民間事業者と地方公共団体が連携して行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保に向けた取組を支援し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現につなげる。良好な景観形成に資する古民家等の地域資源の再生・利活用に関する取組を支援する。

P P P / P F I について、地方公共団体が所有する空き家等の遊休公的施設を活用するスモールコンセプション⁶⁹、水分野の公共サービスの効率的・持続的な提供に向けた取組など、民間事業者の利益創出機会を拡大しつつ、地域の社会課題を官民連携で解決する案件の形成を支援し、「P P P / P F I 推進アクションプラン」⁷⁰に掲げる目標の達成につなげる。

施策例

- ・ 国土形成計画の推進による地域活性化（国土交通省）
- ・ 地域おこし協力隊の強化（総務省）
- ・ 地域活性化起業人のマッチング支援（総務省）
- ・ 大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト（総務省）
- ・ ローカル 10,000 プロジェクト等の推進（総務省）
- ・ まちづくりのデジタル化を含むスマートシティの推進（国土交通省）
- ・ 稼ぐ力のあるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり（国土交通省）

⁶⁸ 第3次国土形成計画（2023年7月28日閣議決定）における国土の刷新に向けた重点テーマの一つ。官民パートナーシップによる地域経営及びデジタルの活用によるリアル空間の質的向上によって、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される圏域の概念。

⁶⁹ 廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限に活かした小規模な官民連携事業により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

⁷⁰ 2024年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定。

- ・地域資源等を活用した地方都市等の再生（国土交通省）
- ・ウォーターＰＰＰやスモールコンセッション等の推進（経済産業省、国土交通省）
- ・民間資金等活用事業調査費補助金（ＰＰＰ／ＰＦＩ案件化促進）（内閣府） 等

奄美群島、小笠原諸島、離島、半島及び豪雪地帯といった条件不利地域の振興や有人国境離島の保全に向けた取組を支援する。特に、令和６年能登半島地震等を踏まえ、防災に資する取組を含め、半島振興を推進する。

施策例

- ・条件不利地域の振興による地方活性化（国土交通省）
- ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府） 等

（４）文化芸術・スポーツ及びコンテンツ産業の振興

文化芸術立国を目指し、舞台芸術作品や博物館収蔵品のデジタル・アーカイブ化を支援する。

我が国文化芸術の「顔」である国立劇場の再整備について、二度の入札不成立や建設費高騰等による影響を踏まえ、建設市場の動向にも適切に対応しつつ、早期の再開場を実現するため、劇場の整備内容を見直して、入札に向け、必要な財政措置を行うこととする。

アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツについて、クリエイターの育成から映像制作、海外展開までを複数年度にわたり一体的に支援する。事業者向けの支援を行う経済産業省とクリエイター個人の支援を行う文部科学省の施策を「クリエイター支援基金」に統合し、クリエイター・コンテンツ産業に対する一貫的な支援体制を構築し、施策を抜本強化する。優れたメディア芸術コンテンツの保存・活用を促進するため、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の機能を有する収蔵施設を整備するとともに、産業界と連携し、保存・活用のための調査研究を進める。

文化財や地域の伝統行事・民俗芸能等を次代に継承するため、文化財の修理・防災対策、用具の修理や後継者養成、普及啓発の取組を支援する。国立文化財修理センターの整備を進める。

2025 年春までに、書店活性化プラン（仮称）をとりまとめる。これに先立ち、書店の収益構造を改善するため、デジタル技術を活用した本の流通構造の改革⁷¹を支援する。図書館と書店等の様々な関係機関との連携協働を促進し、人と人、人と情報をつなぐ地域に根差した読書環境の整備を支援する。

⁷¹ 例えば、RFIDタグを活用し、売れ筋を把握した在庫管理・適正配本を行うことによって、返本率を下げ、書店における粗利率を引き上げることなど。

こどもがスポーツ・文化芸術に継続して親しむ機会を確保するため、休日の部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けた実証等を推進する。東京 2025 デフリンピック⁷² 及び東京 2025 世界陸上について、選手との交流やスポーツ体験イベントの開催を支援し、機運醸成に取り組む。

施策例

- ・人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタル・アーカイブ化推進支援（文部科学省）
- ・博物館収蔵品デジタル・アーカイブ推進事業（文部科学省）
- ・国立劇場再整備（文部科学省）
- ・放送コンテンツの海外展開推進に向けた配信プラットフォームに関する実証事業（総務省）
- ・海外展開に資する高品質コンテンツ製作促進事業（総務省）
- ・放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究（総務省）＜再掲＞
- ・AIを活用した海賊版サイトの検知・分析実証事業（文部科学省）
- ・クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）（文部科学省）
- ・クリエイター事業者支援事業（事業化・海外展開推進）（経済産業省）＜再掲＞
- ・メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の機能を有する拠点の整備（文部科学省）
- ・地域伝統行事・民俗芸能等支援事業（文部科学省）
- ・地域文化遺産の活用支援事業（文部科学省）
- ・地域の貴重な文化財を守る修理・防災対策（文部科学省）
- ・国立文化財修理センターの整備の促進（文部科学省）
- ・図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業（文部科学省）
- ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行（文部科学省）
- ・国際大会を契機としたパラスポーツ振興（文部科学省）
- ・2025 年日本国際博覧会を活用した食文化振興事業（文部科学省）
- ・アイヌ関連施策の推進（文部科学省）
- ・文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業（文部科学省） 等

（５）大阪・関西万博の推進

大阪・関西万博を契機とし、我が国全体及び各地域の魅力を全世界に発信し、交流人口の拡大及び地域活性化につなげる。

会場整備や出展・展示、会場内の安全確保等の準備を着実に進めるとともに、万博参加国と我が国の地方公共団体との交流促進やこども・若者の参画促進を通じ、国内外の機運醸成を図る。

横浜市で開催される 2027 年国際園芸博覧会の成功に向け、博覧会の会場や政府出展施設の整備等を行う。

施策例

- ・国際博覧会の機運醸成に向けた取組（内閣官房）
- ・国際博覧会事業（経済産業省）
- ・2027 年国際園芸博覧会に向けた対策（農林水産省）

⁷² 4 年に一度行われる聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会。

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」の実現 ～将来の賃金・所得の増加に向けて～

賃上げの原資は企業の稼ぐ力である。これを継続的に高めるためには、先端的な設備など有形資産の投資とともに、人への投資や研究開発など無形資産の投資を行い、事業の高付加価値化及び生産性向上を実現することが必要となる。

今後成長が期待される分野において、企業の予見可能性を高めつつ、戦略的かつ重点的な官民連携投資を進め、地方への投資を含め、内外からの投資を引き出し、産業に思い切った投資が行われる「投資立国」の取組を進める。併せて、貯蓄から投資への流れを着実なものとし、国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。これらの取組を着実に実行することによって、我が国経済を高付加価値創出型の成長経済へと転換していく。

経済の付加価値を高める中で、企業が得た収益を賃上げを通じて労働者に分配する。その結果、消費や企業投資が更に伸び、次なる経済成長につながるという成長と分配の好循環を実現することを目指す。

（１）潜在成長率を高める国内投資の拡大

① 科学技術の振興及びイノベーションの促進

産学官の国際競争力を強化するため、SPRING-8⁷³の高度化、NanoTerasu⁷⁴のビームラインの増設、「富岳」⁷⁵の次世代となるスーパーコンピュータの開発・整備に着手し、大型研究施設の戦略的な整備・高度化を加速する。

量子コンピュータの実用化に向け、研究開発を加速するとともに、グローバルな開発拠点の環境整備・機能強化を行う。量子暗号通信の早期社会実装に向けた研究開発を支援する。

73 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成 6 年法律第 78 号。以下「共用促進法」という。）で規定され、電子の進行方向を曲げたときに発生する「放射光」を用いて、物質の原子・分子レベルの構造や機能を解析可能な研究施設。兵庫県佐用郡佐用町に所在。1997 年から共用開始。

74 共用促進法で規定され、放射光を用いて物質を解析する研究施設。宮城県仙台市に所在。2025 年から共用開始予定。

75 共用促進法で規定され、科学技術の第三の手法であるシミュレーションの基盤となる高い演算性能と汎用性を兼ね備えたスーパーコンピュータ。兵庫県神戸市に所在。2021 年から共用開始。

フュージョンエネルギーの早期実現と産業化を目指し、ITER計画⁷⁶の実施や世界最大の超伝導トカマク装置（JT-60SA）⁷⁷の2025年度加熱運転開始に向けた機器の整備に加え、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構をイノベーション拠点とするための実証試験施設・設備群を整備し、官民の研究開発力を強化する。

科学研究費助成事業における「国際・若手支援強化枠」の創設、研究・教育に資する基盤整備に向けた附属病院を含む大学における最先端研究・教育設備の導入を支援する。

（創薬支援・後発医薬品安定供給支援）

医薬品産業を成長・基幹産業と位置付け、政府が一体となって、日本を「創薬の地」とするための支援を推進する。

優れた創薬シーズを基にしたスタートアップの創出を促進するため、大学等との間の橋渡しを行い、民間投資を呼び込む体制を強化する。創薬クラスターの発展支援や創薬を含めたディープテック領域のスタートアップ支援を強化することによって、革新的創薬の研究開発を加速する環境を整えるとともに、国際水準の臨床試験体制整備⁷⁸を進める。

令和7年度予算の編成過程において、官民連携の下、企業、大学等が安定的・継続的に創薬に取り組み、実用化につなげることができるよう、中長期的な支援スキームを検討し、国内外の多様なプレーヤーの参画を促す観点から、国による安定的な支援の在り方の検討を深める。2025年度薬価改定に関しては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」⁷⁹において、「イノベーションの推進、安定供給確保の必要性、物価上昇など取り巻く環境の変化を踏まえ、国民皆保険の持続可能性を考慮しながら、その在り方について検討する」とされていることを踏まえ対応する。

医学系研究者の研究活動と大学病院・医学部としての研究環境改善に係る取組を一体的に支援するとともに、ゲノムデータや次世代iPS細胞の研究基盤に対する支援を充実する。AMED⁸⁰に対する研究開発支援について、調整費の柔軟な活用により、各省補助等事業の間の連携を確保し切れ目ない支援を行うとともに、事業の検討段階から出口志向の研究開発マネジメントを行うことによって、大学等が持つ有望な創薬シーズの企業への引き渡しを加速する。再生・細胞医療・遺伝子治療薬を生産する体制の構築に向け、国内受託製造拠点の整備を強力に支援する。プログラム医療機器を含め、革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化を支援する。

76 世界7極（日・欧・米・韓・中・露・印）の国際協力に基づき、核融合実験炉ITER（国際熱核融合実験炉）の建設・運転を通じて、フュージョンエネルギーの科学的・技術的実現性の確立を目指す国際プロジェクト。

77 日欧協力によるBA（Broader Approach）活動（幅広いアプローチ活動）の中で、原型炉に向けたITER計画の補完及び支援、人材育成等を目的として、茨城県那珂市に建設された世界最大の超伝導トカマク型核融合実験装置。

78 ファースト・イン・ヒューマン（FIH）試験実施体制の整備等。

79 2024年6月21日閣議決定。

80 国立研究開発法人日本医療研究開発機構。

後発医薬品の安定供給に向けては、少量多品目生産の非効率な生産体制の解消に向けて計画的に生産性向上に取り組む企業に対する支援を行う。企業間の連携・協力・再編を強力に後押しするために国が企業の取組を認定する枠組みを設けることや、薬事・薬価面での対応も検討する。これらの取組を前提に、国による安定的・継続的な支援の在り方について、更に検討を深める。バイオ後続品の国内製造施設整備を支援する。

足元の供給不安については、必要な医薬品の増産体制を整える企業に緊急支援を行う。

血糖値を測定する検査薬を含め、低侵襲性であることなど一定の要件を満たす検査薬について、そのOTC化⁸¹を促すために必要な「一般用検査薬の導入に関する一般原則」⁸²の見直しについて、2024年度内に結論を得る。

施策例

- ・SPRING-8の高度化（SPRING-8-II）（文部科学省）
- ・NanoTerasuの共用ビームライン増設（文部科学省）
- ・「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発・整備（文部科学省）
- ・Fundamental Quantum Science Program（文部科学省）
- ・量子コンピュータの産業化に向けた開発の加速及び環境整備（経済産業省）
- ・量子暗号通信網の早期社会実装に向けた研究開発（総務省）
- ・フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発の推進（文部科学省）
- ・フュージョンエネルギーの早期実現と産業化を目指した推進体制の構築（内閣府）
- ・科学研究費助成事業（科研費）における国際性・若手研究者支援の強化（文部科学省）
- ・日本科学未来館における科学コミュニケーション機能強化（文部科学省）
- ・創薬エコシステム発展支援事業（厚生労働省）
- ・創薬クラスターキャンパス整備事業（厚生労働省）
- ・（株）日本政策投資銀行による成長力に資する国内投資促進のための更なるリスクマネー供給強化（特定投資業務の拡充）（財務省）
- ・新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業（厚生労働省）
- ・医学系研究支援プログラム（文部科学省）
- ・がん・難病の全ゲノム解析等の推進（厚生労働省）
- ・創薬力の向上等に向けた健康・医療分野の研究基盤の整備（文部科学省）
- ・AMEDの研究開発支援の見直し（内閣府）【制度】
- ・再生・細胞医療・遺伝子治療製造設備投資補助金（経済産業省）
- ・優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業（厚生労働省）
- ・後発医薬品の産業構造改革のための支援事業（厚生労働省）
- ・バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業（厚生労働省）
- ・医薬品安定供給体制緊急整備事業（厚生労働省）
- ・一般用検査薬への転用の促進（内閣府、厚生労働省）【制度】 等

② フロンティアの開拓

宇宙分野においては、スタートアップ、民間企業、大学等が複数年度にわたって行う技術開発や実証、商業化への支援を加速・強化するため、「宇宙戦略基金」について、

81 Over The Counter の略。医師の処方箋がなくても、薬局・薬店で購入できるようにすること。

82 2014年12月25日に、厚生労働省より通知。

速やかに総額 1 兆円規模の支援を目指す。その際、防衛省等の取組と連携し、政府全体として適切な支援とする。日米首脳共同声明⁸³で掲げた米国人以外で初となる日本人宇宙飛行士の月面着陸という目標の実現に向け、アルテミス計画⁸⁴における与圧ローバ⁸⁵の開発を本格化する。準天頂衛星システムについて、7 機体制を整備し、11 機体制に向けた開発を進める。官民のロケット開発や打上げ高頻度化、衛星コンステレーションの構築、次期気象衛星の整備など、宇宙分野を成長産業とする取組を一体的に進める。

海洋分野においては、「海洋基本計画」⁸⁶及び「海洋開発等重点戦略」⁸⁷に基づき、自律型無人探査機（AUV）等の利用実証、海洋情報の産業分野での利活用促進、南鳥島周辺海域のレアアース生産の社会実装に向けた取組を推進する。管轄海域保全のための国境離島の状況把握に係る「地形照合システム」の整備、北極域研究船「みらいⅡ」の建造等を加速し、より精度の高い海洋調査、資源開発及び海洋状況把握を可能とすることを含め、海洋の開発・利用を進める。

施策例

- ・宇宙戦略基金（内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省）
- ・準天頂衛星システムの開発等（内閣府）
- ・基幹ロケットの開発及びロケット打上げ能力の強化、人工衛星の研究開発等（文部科学省）
- ・衛星開発・利用実証等の宇宙開発利用の推進（宇宙開発利用推進費）（内閣府）
- ・海洋開発等重点戦略に基づく海洋政策の緊急加速化事業（内閣府）
- ・海洋に関する調査観測研究の推進（文部科学省） 等

③ DXの推進

我が国経済の成長力を強化する観点から、DX及びその分野での投資は、必要不可欠な取組である。DX分野におけるイノベーションの支援、新技術の社会実装の促進、デジタル化を通じて蓄積されたデータの活用による「データ駆動型社会」の構築、スタートアップによって開発・提供される新たな技術・サービスの活用、関連する制度・規制の改革に取り組む。

国・地方の行政においても、手続きのDXを進める中で、ワンストップ・ワンズオンリー化を実現し、利用者の利便性を向上させるとともに、行政サービスの効率化・省力化につなげる。

83 「未来のためのグローバル・パートナー」（2024 年 4 月 10 日）。日本は、月面与圧ローバを提供して運用を維持すること、米国は、アルテミス計画の将来のミッションで、日本人宇宙飛行士による 2 回の月面着陸の機会を割り当てることを計画。

84 火星を視野に、月での持続的な活動を目指す、米国提案の国際宇宙探査。我が国は、2019 年 10 月に参画を決定。

85 宇宙飛行士が、ローバ内で生活しながら、月面上の広い範囲を長期間にわたり移動することを可能とする探査車。

86 2023 年 4 月 28 日閣議決定。海洋基本法（平成 19 年法律第 33 号）第 16 条に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるもの。

87 2024 年 4 月 26 日総合海洋政策本部決定。海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和を通じた海洋立国の実現に向けて、国益の観点から特に重要であって、府省横断的に取り組むべき施策について、重点的かつ具体的に定めるもの。

人生 100 年時代を見据え、いわば「大人の義務教育」として、定期的かつ継続的なリ・スキリングによるデジタルスキルの習得・更新を支援し、全世代のデジタルリテラシーを底上げする。政府として、こうした取組を体系的に推進し、デジタル人材の質・量の確保、高齢世代を含めた就労者の労働生産性の向上につなげる。

（教育）

GIGAスクール構想第2期⁸⁸を推進するため、共同調達スキームの下での1人1台端末の更新⁸⁹、学校の通信ネットワークの改善、次世代校務DX環境の整備に取り組む地方公共団体を支援するとともに、地域間格差の解消に向けた好事例の創出や横展開を含む伴走支援に取り組む。

高校段階からのデジタル人材育成を強化するため、デジタルを活用した探究・文理横断・実践的な学びや産業界と連携した最先端の職業人材育成の取組等を行うDXハイスクールを拡大する。AIの活用による英語教育の抜本強化、生成AI等の先端技術の活用に関する実証や教育データ利活用を推進し、教育DXを加速する。

（医療・介護）

医療・介護の担い手を確保し、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用した医療のイノベーションを促進するため、医療・介護DXを推進する。

マイナ保険証の利用促進と定着に向け、訪問診療等の用途拡大、2024年12月2日からオンライン資格確認の導入が原則義務化される訪問看護ステーションや柔整・あはき施術所⁹⁰における利用促進に係る支援等を行う。2025年12月1日までに現行の保険証の経過措置期間とされていることを踏まえ、マイナ保険証への更なる移行や不安解消を進めるため、継続的な周知広報を行う。

「医療DXの推進に関する工程表」⁹¹に基づき、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」⁹²の構築に向け、オンライン資格確認等システム等を拡充し、公費負担医療制度の利用、地方公共団体が行う検診の受診等について、マイナンバーカードのみでの対応を可能とする環境を整備する。電子カルテ情報共有サービスの円滑な運用に向けた環境の整備、診療報酬改定DXに向けた共通算定モジュールの実

88 一人一台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備し、それらの活用を進めることによって、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するなど教育の質の向上を目指す構想。第2期は、2024年度から2028年度まで。

89 日本人学校を含む義務教育段階の国公立学校を対象とする。

90 2024年12月2日から訪問看護ステーション並びに受領委任払いを実施する柔道整復及びあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所にオンライン資格確認の導入が義務化される。

91 2023年6月2日医療DX推進本部決定。

92 オンライン資格確認等システム等のネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ、介護情報等の医療・介護全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム。

装のための設計・開発を支援する。

次の感染症危機に備え、予防接種に対する国民の理解を醸成しつつ、予防接種事務のデジタル化を進めるとともに、予防接種データベースを整備し、他のデータベースとの連結解析や外部研究機関への第三者提供を可能とする。「全国医療情報プラットフォーム」で共有される情報を新しい医療技術の開発や創薬等のために二次利用する環境を整備し、医療・介護の公的データベースのデータ利活用を促進する。

電子処方箋について、全国的な普及拡大を更に進めるため、2024 年度内に導入する医療機関・薬局に対する支援や環境整備を行う。

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策を推進する。

(スマート農林水産業)

農業については、スマート農業技術活用促進法⁹³に沿ってスマート農業技術の開発・供給に取り組む。林業については、国産材供給力の強化に向けて、林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発、森林資源情報のデジタル化等への支援によって、林業イノベーションを推進する。水産業については、漁業・養殖業の生産性向上のため、自動給餌機等のスマート機械の導入を支援する。併せて、スマート技術・機械を導入した農林水産業者への伴走支援を行う。

(建設・建築)

地理空間情報も活用した「建築・都市のDX」を一体的に推進するとともに、インフラ、交通等の分野横断的な行政情報のオープンデータ化や官民における活用事例の創出を推進し、イノベーションの創出につなげる。インフラ分野のDXに向けて、高速通信ネットワークを始めとする基盤インフラ整備を行い、新技術の社会実装や効率的なインフラ整備・管理を推進する。

(物流・交通)

鉄道、港湾、海運及び造船の省力化や生産性向上に向けた技術開発を推進するとともに、物流業の自動化・機械化機器の導入支援、自動運転の普及・促進に向けた道路側からの支援に向けた実証を行うことによって、物流・交通分野のDXを推進する。

93 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）。

「デジタルライフライン全国総合整備計画」⁹⁴に基づくドローン航路や自動運転サービス支援道の設定、インフラ管理のデジタル化の実装地域を拡大し、全国展開を加速する。令和6年能登半島地震を踏まえた、奥能登版デジタルライフラインとして、被災時の支援に必要な人、ハブ、支援物資等の情報把握の仕組みの構築を支援する。

(防災)

災害情報の全体把握や被災者支援の充実等に向け、新総合防災情報システム⁹⁵を中核とする防災デジタルプラットフォームやデータ連携基盤の構築・活用、ドローン等の防災IoTデータの収集・共有、次期物資調達・輸送調整等支援システムの整備等による備蓄状況の可視化・共有、官民の多様なシステムの相互連携等を推進する。

(国・地方のデジタル化)

国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化については、国と国以外の機関が2025年度から本格的にガバメントクラウドを共同利用できるような環境を整備するとともに、地方公共団体の実態を踏まえ、地方公共団体の情報システムの標準化及びガバメントクラウド移行を支援する。政府共通の標準的な業務実施環境を実現するため、ガバメントソリューションサービスの整備を加速し、利便性と生産性の向上、働き方改革への率先対応、セキュリティ水準の向上、拡張性や変化への強靱性の確保、コスト最適化の早期実現を目指す。

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」⁹⁶に基づき、国・地方の協力による地域の公共サービスのデジタル化⁹⁷を進める。

マイナンバーカードについては、行政機関に行くことなく申請手続を迅速にデジタルで完結できるよう、電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本4情報（氏名、生年月日、住所及び性別）、マイナンバー及び顔写真のスマートフォンへの搭載を進める。各種申請受付機能を持つマイナポータルへの機能追加や基盤強化を行い、国民にとって、一層分かりやすいポータルサイトとなるよう、引き続き改修を行う。マイナンバーカードの利活用促進に取り組む中で、広報及び普及啓発を行い、国民の不安を払拭する。戸籍への氏名の振り仮名の整備による行政のデジタル化を推進する。

社会の基盤となるデータについて、「ベース・レジストリ」として早期に整備し、利用を促進することによって、重複する手続や書類を削減する。目視確認の廃止等を実現

94 2024年6月18日デジタル行財政改革会議決定。デジタルライフラインとは、自動運転やドローン等のデジタル技術を活用するサービスの社会実装に向けて必要となる共通規格・標準・仕様に準拠した、ハード・ソフト・ルールといったデジタル時代の社会インフラの総称。

95 災害対応機関間で災害情報を地理空間情報として共有するシステム。災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的とし、2024年4月から運用を開始。

96 2024年6月21日閣議決定。

97 事業者の事務負担を軽減するための手続のオンライン化、ペーパーレス化など。

し、D Xを通じた中小企業の生産性向上や地方公共団体の負担を軽減する。G ビズ I D⁹⁸やJ グランツ⁹⁹といった認証基盤や補助金申請システムの整備を進め、G ビズ I Dについてはベース・レジストリとも連携し、事業者の事務負担を軽減する。

各府省庁において、より高い費用対効果が見込める生成A Iの利用方法等の整理を行うことによって、生成A Iの導入・利活用を促進する。A Iの調達・利活用ルールについて 2025 年春を目途に、ガイドラインを策定することによって、国民への行政サービスの利便性の向上及び行政運営の効率化につなげる。

(データの利活用)

データ利活用による社会課題の解決が重要な課題となる中、E U等において、個人情報保護法制と整合的な形で医療、金融、産業等の分野でデータ利活用に係る制度の整備が急速に進展していることを踏まえ、デジタル行財政改革の下で、2024 年内に検討会を立ち上げ¹⁰⁰、2025年夏を目途に、我が国のデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定する。

創薬等に資するため、研究者、製薬会社等が一定の仮名化された公的医療データ¹⁰¹に円滑にアクセスできることとする方策¹⁰²について、法案の国会提出を含め検討し、2024年度内に結論を得る。

(デジタルスキルの向上とデジタル人材の育成)

デジタルに関する個人のスキルアップを促すため、スキル情報を蓄積・可視化する基盤を構築し、継続的な学びを後押しする。地方における若手・女性人材の育成・確保や多様な職務へのマッチング支援など、デジタル人材育成の取組を加速する。

(A I・半導体)

生成A Iは、革新的な製品・サービスを創出し、経済成長を実現するとともに、人口減少による構造的な人手不足やG X等の社会課題を解決する技術である。この技術の獲得に向けて各国がしのぎを削っている。

生成A Iの競争力は、計算処理の速度と計算需要に伴って増大する電力需要の抑制に不可欠な消費電力の低さに依拠する。他国へ依存することのない生成A Iの社会実装を実現するには、ハード（半導体・データセンター）とソフト（生成A I）が、相互円滑に機能するエコシステムを国内に構築することが急務である。

98 法人・個人事業主が、一つのアカウントで様々な事業者向け行政手続システムにログインできるサービス。

99 補助金の電子申請を行えるシステム。国や地方公共団体が執行する補助事業で利用可能。

100 医療分野のデータ利活用制度の検討については、規制改革推進会議と連携する。

101 電子カルテ情報を含む公的な医療・介護関係のデータベースに格納されるデータ。

102 E U等の動向を踏まえた、本人の同意には依存しない適切なプライバシー保護を前提とする。

加えて、半導体産業は、世界需要がこの10年で50兆円から150兆円に3倍も増大する成長産業である。経済効果も極めて大きく、既に投資・雇用・賃上げを通じた地域経済の大きな牽引役となっている。

世界各国は、半導体産業を基幹産業とするべく、必要な財源を確保しながら大胆な支援策を展開しているところ、我が国も生成AI・半導体の成長需要を取り込み、各産業の国際競争力の強化につなげていく必要がある。

こうした観点から、2030年度までの7年間に必要となるAI・半導体分野の技術開発や設備投資計画を重点的に支援し、今後10年間で50兆円を超える官民投資を誘発し、また、半導体生産等に伴う約160兆円の経済波及効果を実現する。このため、民間事業者の予見可能性を高めていく必要があることから、複数年度にわたって、必要な財源を確保しつつ、補助・委託、金融支援、法制上の措置により10兆円以上の公的支援を行う「AI・半導体産業基盤強化フレーム」（別紙1）を策定する。当該支援フレームの一環として、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備や研究開発支援を実施するとともに、次世代半導体の量産等のために必要な法制上の措置を検討し、次期通常国会に法案を提出する。

人手不足の解消、生産性向上やDXを実現するため、AIやロボット開発の基盤整備や高度化を通じて、製造業やサービス業におけるそれらの実装を加速する。特に、地方における高齢化の進展や都市部との教育格差等の社会課題を解決するため、AIの社会実装を促進する。

AIの安全性向上のための研究開発、検証・実証を推進する。AI利用の安全・安心の確保のため、国際的な動向等も踏まえ、制度の在り方の検討を加速する。

自然災害に対する強靱性を高め、電力需要の増加に対応するため、データセンターの地方立地や関連する通信・電力インフラの整備を推進する。

（サイバーセキュリティ）

サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策を強化するため、安全なIoT製品の流通を促進する制度や企業が業種・規模に応じ満たすべき対策の水準を可視化するための制度を整備するほか、中小企業のサイバーセキュリティの取組を促進する。

インターネット上の偽・誤情報の流通・拡散を防ぐため、対策技術の開発・実証、普及啓発・リテラシーの向上を推進する。

(情報通信インフラ)

条件不利地域において、光ファイバの整備・高度化を支援する。携帯電話の電波が届かないエリアや状況において、広範囲な通信が可能なHAPS¹⁰³の早期社会実装に向け、既存の無線システムと周波数の共用を可能とするための技術的検討¹⁰⁴を進める。

通信事業者が携帯電話基地局の各設備を複数の事業者から調達できるよう、通信機器の互換性を検証し、標準化を推進する。

5Gの機能強化¹⁰⁵（ポスト5G）に対応した、半導体を始めとする情報通信システムの中核となる技術開発を支援する。AI社会の実現に向け、次世代情報通信インフラ（Beyond 5G¹⁰⁶）の研究開発、国際標準化や知財活動を支援する。

「インフラシステム海外展開戦略2025」¹⁰⁷に基づき、デジタルインフラの海外展開を支援する。

施策例

- ・1人1台端末の着実な更新（文部科学省）
- ・GIGAスクール構想支援体制整備事業（文部科学省）
- ・高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）（文部科学省）
- ・AIの活用による英語教育強化事業（文部科学省）
- ・教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用（文部科学省）
- ・地域未来人材の育成に資する民間サービス等利活用促進事業（経済産業省）
- ・科学技術情報サービスの基盤整備（文部科学省）
- ・マイナ保険証の利用促進に向けた取組（厚生労働省）
- ・全国医療情報プラットフォーム開発事業（厚生労働省）
- ・医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム（PMH）の整備事業（内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、厚生労働省）【制度】
- ・電子カルテ情報等分析関連サービス構築事業（厚生労働省）
- ・診療報酬改定DX（共通算定モジュールの開発等）（厚生労働省）
- ・予防接種事務デジタル化等事業（厚生労働省）
- ・新規事業創出に向けた医療保険情報の利用促進（内閣府、デジタル庁、厚生労働省）【制度】
- ・介護関連データ利活用に係る基盤構築事業（厚生労働省）
- ・電子処方箋の活用・普及の促進事業（厚生労働省）
- ・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業（厚生労働省）
- ・スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策（農林水産省）＜再掲＞
- ・林業・木材産業国際競争力強化総合対策（農林水産省）＜再掲＞
- ・スマート水産業推進緊急事業（農林水産省）
- ・防災やEBPM・産業創出に資する建築・都市のDXの加速化（国土交通省）
- ・DX環境整備によるインフラ分野のDXの推進（国土交通省）

103 High Altitude Platform Station（高高度プラットフォーム）の略。高度20km程度の成層圏を飛行する無人航空機に携帯電話基地局の機能を搭載して、広範囲の通信エリアを構築するもの。

104 実用化に向けた技術基準の策定に資する検討。

105 超低遅延や多数同時接続の対応といった5Gの機能強化。

106 低遅延・高信頼・低消費電力の次世代情報通信基盤。オール光ネットワーク、非地上系ネットワークや無線アクセスネットワーク（6G）の構築を行う。

107 2023年6月1日経協インフラ戦略会議決定。

- ・物流の革新と持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進（国土交通省）＜再掲＞
- ・道路システムのDX（国土交通省）
- ・地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業（経済産業省）＜再掲＞
- ・ドローンのレベル3.5飛行申請のオンライン化（内閣府、国土交通省）【制度】
- ・新総合防災情報システムの機能拡張等業務（内閣府）
- ・防災IoTシステムの機能拡張等業務（内閣府）
- ・次期物資調達・輸送調整等支援システム機能拡張業務（内閣府）
- ・ガバメントクラウド利用促進事業（デジタル庁）
- ・自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備（総務省）
- ・ガバメントソリューションサービス整備の加速化（デジタル庁）
- ・戸籍への氏名の振り仮名の整備による行政のデジタル化（法務省）
- ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の推進（内閣官房）
- ・生成AIの業務利用に関する技術検証、利用環境整備事業（デジタル庁）
- ・法務行政及び刑事手続・民事裁判手続のデジタル化（内閣府、法務省）【制度】
- ・公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化（内閣府、法務省）【制度】
- ・地方公共団体への公金納付等のデジタル化（内閣府、デジタル庁、総務省）【制度】
- ・コンビニ等での公金取り扱いオペレーションに関するルールの改善（内閣府、総務省）【制度】
- ・デジタル技術を用いた金融サービスの健全な発展に向けた環境整備（金融庁）
- ・データ利活用制度の検討（内閣官房）【制度】
- ・医療データの創薬等への利用円滑化（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・デジタル人材育成エコシステム推進事業（経済産業省）
- ・未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業（AKATSUKIプロジェクト）（経済産業省）
- ・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（経済産業省）
- ・先端半導体の国内生産拠点の確保（経済産業省）
- ・重要物資の安定供給のためのサプライチェーン強靱化支援（経済産業省）
- ・予防・健康づくり分野における先端技術を活用した社会課題解決サービス開発促進事業（経済産業省）
- ・介護DXを利用した抜本的現場改善事業（経済産業省）
- ・デジタル・ヘルスケア導入加速化事業（経済産業省）
- ・生成AIの安全性確保に関する研究開発・検証等の推進（内閣府）
- ・データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業（総務省）
- ・サプライチェーン・サイバーセキュリティ対策強化（仮称）（経済産業省）【制度】
- ・インターネット上の偽・誤情報等への総合的対策の推進（総務省）
- ・高度無線環境整備推進事業（総務省）＜再掲＞
- ・光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況のオープンデータ化等について（内閣府、国土交通省）【制度】
- ・非地上系ネットワークによる次世代移動通信システムの早期社会実装の推進（総務省）
- ・Open RAN 基地局に係る複数事業者間の相互運用性等の機能強化の推進（総務省）
- ・革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業（総務省）
- ・安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業（総務省）
- ・5Gインフラシェアリング市場の活性化（内閣府、総務省）【制度】 等

④ GXの推進

GXとして、更なる省エネに取り組むとともに、再生可能エネルギー・原子力といった脱炭素効果の高い電源の最大限の活用を目指す。産業競争力強化も見据えた「GX 2040ビジョン」¹⁰⁸の検討を行いながら、2024年度内を目途に、「エネルギー基本計画」

¹⁰⁸ GX実現に向けた専門家ワーキンググループ等での議論を踏まえ、GX実行会議にて策定される2040年に向けたビジョン。

¹⁰⁹及び「地球温暖化対策計画」¹¹⁰を改定する。「成長志向型カーボンプライシング」¹¹¹の実行に向け、排出量取引制度の本格稼働に向けた法令など、制度的措置の整備を進める。

省エネについては、建物の断熱性向上や工場・事業所・住宅・建築物における設備の省エネ化の取組を支援することによって、取組を加速する。

再生可能エネルギーのうち、洋上風力発電については、排他的経済水域における展開を可能とする法案を早期に国会に提出し、制度整備を進める。風力発電や太陽光発電を始めとする変動電源の調整力確保のため、蓄電池の導入を支援する。我が国が高い潜在力を持つ地熱発電や中小水力発電については、早期の事業化を支援する。地熱発電の有望な開発地域の地表調査・坑井掘削調査の支援、次世代型地熱技術¹¹²の事業化に取り組む。中小水力の未開発地点の調査や地方公共団体の案件形成に向けた調査を支援する。

原子力発電については、「GX推進戦略」¹¹³及び「エネルギー基本計画」に基づき、安全性を最優先に、原子力発電所の再稼働、次世代革新炉の開発・建設に向けた取組、再処理や最終処分を含むバックエンド事業の加速化等を推進する。

CCUS¹¹⁴については、既存技術の蓄積を最大限活用し、横展開可能な先進的CCS¹¹⁵事業の試掘、人工光合成を始めとするCCU¹¹⁶の社会実装を促進する。

サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に向け、製造業・小売業と廃棄物・リサイクル業の連携を促進するとともに、循環配慮設計や再生材の利用を推進する制度を整備する。循環資源¹¹⁷の回収・選別・再資源化のための設備、再生材品質評価のための分析装置の導入を支援する。2030年代後半以降に顕著に排出量が増加する太陽光発電設備については、適正なリユース・リサイクル・廃棄を確実に行うため、太陽光パネルの義務的リサイクル制度を含めた新たな制度の構築に向けて検討を進め、2024年度内に結論を得る。

¹⁰⁹ 2021年10月22日閣議決定。エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示すために政府が策定する計画。

¹¹⁰ 2021年10月22日閣議決定。地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）に基づき、温室効果ガスの排出削減及び吸収量の目標と当該目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策について、政府が示す計画。

¹¹¹ 「GX経済移行債」等を活用した先行投資支援とともに、排出量取引や賦課金等の制度を通して二酸化炭素に価格を付けることによって、規制・支援一体型でGX投資を促進する構想。

¹¹² 高温高压の地下水を汲み上げる超臨界地熱発電や地下水のない場所で発電するクローズドループ等の技術。

¹¹³ 2023年7月28日閣議決定。GX推進法（令和5年法律第32号）に基づき決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」。

¹¹⁴ Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage の略。二酸化炭素の分離・回収、利用及び貯留。

¹¹⁵ Carbon dioxide Capture Storage の略。二酸化炭素を分離・回収し、地下に貯留すること。

¹¹⁶ Carbon dioxide Capture Utilization の略。二酸化炭素を分離・回収し、何らかの形で利用すること。

¹¹⁷ 廃棄物のうち、金属のように資源として有用なもの。

食品ロス削減、サステナブル・ファッションの推進を含め、国民のライフスタイルを転換する「デコ活」¹¹⁸を推進する。地域脱炭素について、脱炭素先行地域¹¹⁹の取組を支援する。自立分散型エネルギーシステムを推進する中で、脱炭素を通じて産業振興やインフラの維持など、地域課題の解決に資する。

「アジア・ゼロエミッション共同体（A Z E C）」¹²⁰の首脳間で合意した「今後 10 年のためのアクションプラン」¹²¹に沿って、国際機関を活用したルール形成を含む政策協調を進める。トランジション・ファイナンスの促進及び二国間協力を進める。

エネルギーの安定供給を確保するため、積極的な資源外交やリスクマネーの供給、国内資源の最大活用、戦略的余剰LNGの確保、メタン対策を含むバリューチェーン全体の脱炭素化を進める。

施策例

- ・成長志向型カーボンプライシングの実現に向けた法令整備（内閣官房、経済産業省）【制度】
- ・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業（環境省）
- ・省エネ性能の高い住宅に対する支援事業（国土交通省、環境省）
- ・高効率給湯器導入促進による「家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）
- ・省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業（経済産業省）
- ・省エネルギー投資促進支援事業（経済産業省）
- ・洋上風力発電のE E Z展開に向けた制度整備の推進（内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省）【制度】
- ・再エネ導入拡大のためのフレキシビリティ確保に向けた「分散型エネルギーリソース導入支援等事業」（経済産業省）
- ・一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消火設備に関する見直し（内閣府、総務省）【制度】
- ・地熱資源等開発事業（経済産業省）
- ・中小水力発電に係る自治体主導型案件創出支援等事業（経済産業省）
- ・カーボンニュートラルポート（CNP）の形成及び港湾整備等による洋上風力発電の導入促進（国土交通省）
- ・グリーンイノベーション基金事業（経済産業省）
- ・先進的CCS支援事業（経済産業省）
- ・人工光合成を始めとするCO₂利用・固定化技術の社会実装加速化事業（環境省）
- ・資源自律経済加速に向けた関係主体連携促進事業（経済産業省）
- ・地産地消型資源循環加速化事業（環境省）
- ・自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業（環境省）
- ・使用済太陽光パネルのリサイクル促進のための制度面での対応（内閣府、経済産業省、環境省）【制度】
- ・成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直し（経済産業省）【制度】
- ・クリアランス金属資源循環促進事業（経済産業省）
- ・資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査事業（環境省）

118 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容・ライフスタイル転換を後押しするための新しい国民運動。脱炭素（Decarbonization）とエコ（Eco）を含む「デコ」と、活動・生活を意味する「活」を組み合わせたもの。

119 地球温暖化対策計画等に基づき選定される、脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる地域（2024 年 10 月現在で 82 か所）。

120 Asia Zero Emission Community の略。日本の脱炭素に係る技術や制度、ノウハウを活かし、アジアの国々と連携しながら、アジアの実情に即した脱炭素化の実現を目指す枠組み。

121 2024 年 10 月 11 日に合意された、アジアの脱炭素化に資する活動を促進するルール形成を含む「A Z E C ソリューション」の推進、温室効果ガス排出量の多いセクターの脱炭素化及び排出削減を促進するためのイニシアティブの始動、具体的なプロジェクトの推進の三つを柱とするアクションプラン。

- ・食品ロス削減、サステナブル・ファッション等の推進を契機としたライフスタイル変革推進事業（環境省）
- ・「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業（環境省）
- ・地域脱炭素推進交付金（環境省）
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（環境省）
- ・グリーン購入法に基づく率先調達による先端的な環境物品等の需要拡大（内閣府、環境省）【制度】
- ・アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現のための「アジアの公正なエネルギー移行加速化事業」（経済産業省）
- ・アジアGXコンソーシアム運営事業（金融庁）
- ・脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）及び廃棄物管理インフラ整備等の推進（環境省）
- ・石油・天然ガス等のエネルギー安定供給実現事業（経済産業省）
- ・（株）日本政策投資銀行による「成長力に資する国内投資促進・地方創生の取組支援等」のための資金供給（財務省）
- ・国内石油天然ガス地質調査事業（経済産業省）
- ・エネルギートランジションに関する国際連携事業（経済産業省）
- ・水素等のGX新技術に係る危険物規制のあり方の検討（総務省） 等

⑤ 経済安全保障の確立

重要物資の安定供給に向け、これまでに指定された「特定重要物資」¹²²の供給上の課題について点検・評価を行った上で、必要に応じて、生産基盤の整備、供給源の多角化、代替物資の開発の更なる取組を支援する。ガリウムを始めとするレアメタルや銅の供給源の多角化を支援する。

半導体等の戦略分野における国家プロジェクトの生産拠点にとって、必要となる関連インフラの整備について支援する。

経済安全保障に関わる科学技術戦略や重点的に開発すべき重要技術に関し、政策提言を行うシンクタンクについて、2026年度目途の設立に向け、準備を加速する。

重要経済安保情報保護活用法¹²³の着実な運用に向け、リスク分析やネットワーク設備の整備を行う。民間事業者や独立行政法人について、施設整備を始めとする情報保護体制の構築を支援する。国立研究開発法人を始めとする研究機関については、研究セキュリティ・インテグリティの取組を強化するため、国際的な共同研究の実施の際に求められる研究者に対する公開情報の収集や分析のための体制構築及び研究開発を行う施設や設備の高度化を支援する。その上で、経済安全保障上の重要技術に関する国際共同研究を進める。

重要土地等調査法¹²⁴に基づく土地及び建物の利用状況の調査を行う。

¹²² 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第7条に基づき、国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活や経済活動が依拠している重要な物資のうち、安定供給確保を図ることが特に必要であると認められ、指定される物資。

¹²³ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）。

¹²⁴ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）。

施策例

- ・ 特定重要物資の安定供給を図るための「経済安全保障の確保に資するサプライチェーンの強靱化事業」
（内閣府）
- ・ 経済安全保障・ビジネス促進に向けた外交的取組の強化（外務省、財務省）
- ・ 鉱物サプライチェーン多角化・安定化事業（経済産業省）
- ・ 重要物資の安定供給のためのサプライチェーン強靱化支援（経済産業省）＜再掲＞
- ・ 船舶関連機器のサプライチェーン強靱化事業（国土交通省）
- ・ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域産業構造転換インフラ整備推進交付金）（内閣府）
- ・ 安全・安心に関するシンクタンク機能の構築事業（内閣府）
- ・ 経済安全保障上の重要技術に関する調査研究・流出防止策等の実施（内閣府）
- ・ 適性評価調査システムの構築（内閣府）
- ・ 技術流出対策の強化（経済産業省）【制度】
- ・ 重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた民間企業等の体制構築（経済産業省）
- ・ セキュリティ・クリアランス確保のための国立研究開発法人産業技術総合研究所の施設・設備等の機能強化事業（経済産業省）
- ・ 経済安全保障上の重要技術に関する国際共同研究（内閣府）
- ・ 重要土地等調査法に基づく土地等利用状況調査等の着実な実施（内閣府） 等

⑥ 海外活力の取り込み

農林水産物・食品の輸出額を 2030 年に 5 兆円とする目標達成に向けた輸出支援、中堅・中小企業の新規輸出 1 万者支援プログラムを通じた販路開拓支援を行う。インフラシステムの海外展開については、2025 年に受注額 34 兆円を目指すとともに、2030 年に向けた新たな目標の設定及び政策対応について、検討を行う。

対日直接投資については、「対日直接投資加速化に向けた優先プログラム」¹²⁵に沿って、外国企業の誘致に取り組む地方公共団体や企業への伴走支援に加え、有望な地域や分野別の戦略的な誘致を行うための取組等を進める。有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示や保証の在り方の検討を進め、2025 年を目途に結論を得た後、法令改正を含む制度整備を行う。

施策例

- ・ 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策（農林水産省）
- ・ 農産物等輸出拡大施設整備事業（農林水産省）
- ・ スマートシティ等を含む海外インフラ展開推進・案件形成支援事業（国土交通省）
- ・ サプライチェーン連結強化緊急対策（農林水産省）＜再掲＞
- ・ グローバルサウス未来志向型共創等事業（経済産業省）
- ・ 地域経済の成長につながる対内直接投資促進及び海外展開支援（経済産業省）
- ・ サステナビリティ情報の開示・保証に関わる制度整備、人的資本基準開発に向けた意見発信（金融庁）
【制度】 等

¹²⁵ 2024 年 5 月 13 日対日直接投資推進会議決定。「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」（2023 年 4 月 26 日同会議決定）では、2030 年に対日直接投資残高を早期に 100 兆円とする目標が設定されている。

（２）イノベーションを牽引するスタートアップへの支援

イノベーションを生み出し、我が国経済の潜在成長率を高める重要な存在であるスタートアップについて、資金・人材面での課題への対応を支援する。

エンジェル投資家や起業家が株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資を行う際の非課税措置について、株式譲渡益の発生年以降の再投資についても対象とする拡充（再投資期間の延長）を検討する¹²⁶。

株式による資金調達を行う際の手続きコスト削減に向け、2024 年度内に、少額募集時の有価証券届出書におけるサステナビリティに関する情報の記載の任意化、財務諸表監査の対象を2期分から1期分とする措置を講じる。

非上場株式に係るセカンダリー取引¹²⁷を活性化するため、改正金融商品取引法¹²⁸の施行に向け、特定投資家¹²⁹による投資を促進する観点から、「日本版ルール 506」¹³⁰の整備として、2024年度内に、特定投資家私募制度¹³¹における勧誘時の規制の見直し、特定投資家になるための要件の明確化を行う。

国内スタートアップの海外展開や海外ベンチャーキャピタルからの投資を促進するため、海外トップレベルのアクセラレータを招いたアクセラレーションプログラム¹³²を充実する。

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を推進するため、ディープテック分野における最先端の研究支援、スタートアップの事業化支援や人材育成等を行う運営法人の設立に向けて、必要な法制上の措置を含め具体化を進める。

地方における未踏的なアイデア・技術を持つ若手人材の発掘・育成、海外派遣を通じたグローバル化、国外関係者の日本への招へいに取り組む。

大学の優れた研究シーズの起業や商用化に向け、建設・運輸分野、環境分野やICT分野の研究開発・拠点整備・人材育成を支援するとともに、有望なディープテック・スタートアップの研究開発から量産時の設備投資までを支援する。地域の大学が持つ技術的な強みを活かし、大学と企業による共同研究の設備やスタートアップのインキュベーション施設といったオープンイノベーション拠点の整備を支援する。

126 令和7年度税制改正で検討・結論。

127 既に発行された有価証券の取引。

128 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第32号）。2025年5月21日までに施行される予定。

129 金融商品取引法における投資判断能力やリスク許容度が高いと考えられる投資家区分。

130 ルール 506 とは、米国におけるプロ投資家を相手方とした有価証券の私募制度の枠組み。

131 特定投資家のみを相手とする有価証券の取得勧誘のうち、金融商品取引業者が顧客からの委託等により行うものであって、その有価証券が取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないもの。

132 スタートアップが、大企業や地方公共団体等のアクセラレータから支援を受けることによって、事業成長を加速させるためのプログラム。

スタートアップの公共調達への参画を促進するため、国や地方公共団体における支援対象を拡大する。大企業におけるスタートアップからの調達を促進するため、大企業の経営課題の解決に資するスタートアップの研究開発を支援する。

インパクト投資の推進に向けて、産官学金共同の「インパクトコンソーシアム」¹³³において、2025 年 6 月までに、地域の取組事例や投資手法を新たにとりまとめるなど、インパクト投資の更なる普及・浸透を進める。

施策例

- ・エンジェル税制の拡充（経済産業省）【税制】
- ・少額募集の開示の簡素化による非上場株式の発行の活性化（内閣府、金融庁）【制度】
- ・プロ投資家からの資金供給による非上場株式の発行・流通の活性化（内閣府、金融庁）【制度】
- ・グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム（内閣府）
- ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進（内閣府）【制度】
- ・スタートアップのグローバル化強化事業（経済産業省）
- ・建設・運輸分野におけるスタートアップ支援の強化（国土交通省）
- ・イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業（環境省）
- ・スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業（総務省）
- ・ディープテック・スタートアップに対する事業開発支援事業（経済産業省）
- ・地域大学のインキュベーション・産学融合拠点（経済産業省）
- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府）＜再掲＞
- ・（株）日本政策投資銀行による成長力に資する国内投資促進のための更なるリスクマネー供給強化（特定投資業務の拡充）（財務省）＜再掲＞
- ・国際協力銀行（J B I C）によるスタートアップ投資促進（財務省）
- ・産業革新投資機構による地方のスタートアップへのリスクマネー供給の拡大（経済産業省）
- ・大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業（経済産業省）
- ・社会・環境の効果の実現を通じ事業・経済の成長・持続可能性の向上を図るインパクト投資の推進（金融庁）等

（３）「資産運用立国」の実現に向けた取組の加速

家計の現預金が投資に向かい、企業価値向上の成果が家計に還元され、更なる投資や消費につながるインベストメント・チェーンを強化する。その中で、2025 年夏を目途に、資産運用業への新規参入に関する規制緩和を行い、競争の促進を通じた資産運用の高度化・多様化を推進する。我が国市場の魅力の発信、新規参入に係る手間やコストの軽減により、「金融・資産運用特区」等への海外金融事業者の参入を促進する。

アセットオーナーが受益者の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任を果たすための共通原則として策定した「アセットオーナー・プリンシプル」¹³⁴について、関係省庁において、所管するアセットオーナーへの周知を進めるとともに、その受入れ表明状況について、定期的に集計し、公表する。主要な公的アセットオーナーにおける取組

133 インパクト投資に関わる対話・発信の場として、2023 年 11 月に発足。投資家、金融機関、企業、NPO、地方公共団体等が参画。

134 2024 年 8 月 28 日内閣官房策定。

方針について、定期的に進捗状況をフォローアップする。

「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」¹³⁵を踏まえ、2025 年半ばを目途に、協働エンゲージメントの促進や実質株主の透明性確保に向けたスチュワードシップ・コードの改訂を行う。

企業年金について、事業主等が加入者のために必要な見直しが行えるよう、企業年金の運用等の情報を集約し他社と比較できる形で情報開示を行うため、次期年金制度改正に向けて必要な調整を行うこととし、2025 年度からシステム開発等を行う。

我が国全体の金融リテラシーを向上させるため、金融経済教育推進機構や地方公共団体、地域金融機関、経済団体等と連携し、地域における金融経済教育を充実する。同機構が認定するアドバイザーが、特定の金融事業者・金融商品に偏らない形で、個人の経済状況やライフステージに応じた助言を行う。

N I S Aの活用促進や個々人のライフプランに応じた資産形成の啓発に取り組む。N I S Aの更なる利便性向上のため、金融機関変更時の即日買付が可能となるよう措置を講じること、N I S Aの対象範囲を拡充すること等について検討する¹³⁶。

i D e C o（個人型確定拠出年金）の加入可能年齢を 70 歳に引き上げるとともに、拠出限度額の引上げ等について、2024 年内に結論を得る¹³⁷。加入時の事業主証明書と年 1 回の現況確認を廃止し手続きを簡素化するなど、更なる加入者・受給者の負担軽減に取り組む。

施策例

- ・「資産運用立国」の実現に向けた環境整備とプロモーション（金融庁）
- ・コーポレートガバナンス改革の推進（金融庁）
- ・企業年金の加入者のための運用の見える化（厚生労働省）
- ・資産形成及び金融経済教育地方展開事業（金融庁） 等

135 2024 年 6 月 7 日スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議公表「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（7）。

136 令和 7 年度税制改正で検討・結論。

137 令和 7 年度税制改正で検討・結論。

第2節 物価高の克服

～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～

1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応

継続する物価高に対応するためには、日本経済・地方経済の成長力を強化することにより、全ての世代において、物価上昇を上回る賃金上昇を実現することが最も有効である。しかしながら、賃金上昇が全国各地に幅広く波及し、全ての世代が大きな将来不安から解放されるまでには、一定の時間を要する。実質賃金が安定的にプラス水準に到達するまでの間、集中的に、幅広い生活者の暮らしを支援するための施策の在り方について検討する。

また、様々な事情によって働くことができず、賃金上昇の対象とならない方々が存在することには留意する必要がある。このため、本経済対策においては、主として、そうした厳しい状況に置かれている方々を念頭に、物価高を乗り越えるための当面の支援措置を講じる。

(1) 物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援

特に物価高の影響を受ける低所得者に対し、迅速に支援を届ける。2023年度から地方公共団体が行ってきた物価高対策を支援するための「重点支援地方交付金」のうち「低所得世帯支援枠」について、低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として、給付金の支援を行う。また、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算する。

この趣旨、内容等については、国民に対し、丁寧な説明・周知広報に努める。

施策例

- ・物価高に大きく影響を受ける低所得世帯を支援する「重点支援地方交付金」（内閣府）

(2) 地域の実情等に応じた物価高対策の推進

地方創生臨時交付金のうち「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス使用世帯

への給付等の支援¹³⁸を、

- ・ 事業者については、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、これから厳冬期を迎えることを念頭に灯油支援のメニューを新たに追加するなど、推奨対象を拡大した上で、「重点支援地方交付金」の更なる追加を行う。その際、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。

物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、家庭の電力使用量の最も大きい時期である1月から3月の冬期の電気・ガス代を支援する¹³⁹。

生活困窮者への灯油購入の助成や消防・救急車両等の燃料油代の増額など、地方公共団体が実施する原油価格高騰対策に対して、特別交付税を措置する。

2050年のカーボンニュートラル実現を宣言している中、2022年1月に緊急措置として開始し、今なお継続している燃料油価格の激変緩和事業については、本経済対策策定後の12月から、出口に向けて段階的に対応する¹⁴⁰。

施策例

- ・ 物価高に大きく影響を受ける事業者等を支援する「重点支援地方交付金」（内閣府）＜再掲＞
- ・ 電気・ガス料金負担軽減支援事業（経済産業省）
- ・ 地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る特別交付税措置（総務省）
- ・ 燃料油価格激変緩和対策事業（経済産業省）
- ・ タクシー事業者の負担を軽減する「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（国土交通省）
- ・ 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府）＜再掲＞ 等

138 推奨事業メニューのうち、子育て世帯支援として、低所得のひとり親世帯への給付金等の支援も可能であることを明確化する。

139 電力消費量がピークの1月・2月使用分の負担軽減を特に重点化し、1月・2月使用分について、電気は使用量に対して低圧2.5円/kWh、高圧1.3円/kWhを乗じた額、ガスは使用量に対して10円/m³を乗じた額を助成する。3月使用分について、電気は使用量に対して低圧1.3円/kWh、高圧0.7円/kWhを乗じた額、ガスは使用量に対して5円/m³を乗じた額を助成する。

140 具体的には、12月から基準価格（168円）と高補助率発動価格（185円）の間の補助率を月10分の3ずつ見直し、その後、状況を丁寧に見定めながら、185円を上回る価格に対する補助率を段階的に（月の価格変動が5円程度となるよう、原則月3分の1ずつ）見直す。その上で、燃油価格の急騰への備えとして、国民生活への急激な影響を緩和するための対応の在り方について、引き続き検討する。

（３）物価高の影響を受ける業種の支援

漁業者・養殖業者や施設園芸事業者・茶事業者が使用する燃料油等については、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に、漁業者・事業者と国による拋出金から補填金を交付する措置を引き続き講じる。

公共事業について、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら労務費を含め適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、建設事業者の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げにつなげる。賃金支払の原資確保に資する施策の強化に向け、改正建設業法¹⁴¹に基づき、価格転嫁協議の手続きに関するルールを、適正な労務費の基準に先行して、2024 年内に作成する。

施策例

- ・ 漁業者・養殖業者の負担を軽減する「漁業経営セーフティーネット構築事業」（農林水産省）
- ・ 施設園芸及び茶業の事業者の負担を軽減する「施設園芸等燃料価格高騰対策」（農林水産省）
- ・ 和牛肉需要拡大緊急対策（農林水産省）
- ・ 近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施（国土交通省）＜再掲＞ 等

２．エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現

エネルギー価格上昇に耐え得る経済社会を実現するため、省エネを促進するとともに、再生可能エネルギー・原子力といった脱炭素効果の高い電源を最大限活用し、2050 年カーボンニュートラル、GXの実現に向けた取組を加速する。

家庭分野については、省エネ性能に優れた住宅の普及を促進するため、子育て世帯や若者夫婦世帯を対象とした高水準の省エネ住宅の新築、住宅の省エネリフォームを支援する。断熱窓への改修、高効率給湯器の導入を支援する。

企業分野については、工場・事業所における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援するとともに、中小企業向けの省エネ診断を充実させる。

運輸分野については、クリーンエネルギー自動車や商用電動車の導入、充電インフラや商用車向け水素充填インフラの整備を支援する。

建築物の省エネに資する断熱性の高い窓サッシの使用条件については、火災時の避難安全性から不燃化が要求される自然排煙口の窓枠の安全性の確認等の検討を行う。2024 年度内に論点を整理し、結論を得次第速やかに、必要な法制上の措置を講じる。

141 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）。

太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電、バイオマス発電など、地域と共生する再生可能エネルギー、安全性が確保された原子力発電は、最大限の活用を進める。

施策例

- ・省エネ性能の高い住宅に対する支援事業（国土交通省、環境省）＜再掲＞
- ・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業（環境省）＜再掲＞
- ・高効率給湯器導入促進による「家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）＜再掲＞
- ・省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業（経済産業省）＜再掲＞
- ・省エネルギー投資促進支援事業（経済産業省）＜再掲＞
- ・中小企業等エネルギー利用最適化推進事業（経済産業省）
- ・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（経済産業省）
- ・商用車の電動化促進事業（環境省）
- ・クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等の導入促進事業（経済産業省）
- ・建築物の省エネルギー化に資する自然排煙口の不燃化要件の合理化（内閣府、国土交通省）【制度】等

第3節 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～

1. 自然災害からの復旧・復興

令和6年能登半島地震やその後の豪雨により度重なる被害を受けた能登半島の復旧及び創造的復興を一層加速する。道路の早期復旧、災害公営住宅の建設¹⁴²など住まいの確保、災害廃棄物処理の加速化等の生活環境の整備、心のケアの充実を含め被災者の生活再建を進めるとともに、産業の再建支援や雇用対策など、被災事業者のなりわいの再建、国定公園施設の復旧¹⁴³を進める。令和6年能登半島地震を含め、近年の自然災害で被災したインフラや病院、学校等の公共施設等の復旧を進める。今後も、甚大な豪雨被害や地震被害が発生した場合は、その復旧・復興に当たっては、これまでに策定した支援パッケージ¹⁴⁴を踏まえながら、早急かつ柔軟に対応する。

東日本大震災を始めとする自然災害からの復旧・復興にも全力で取り組む。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉等に関する高度な研究開発等を推進する。ALPS処理水の海洋放出に関し、一部の国・地域による日本産水産物の輸入停止に対し、あらゆる機会に即時撤廃を求めるとともに、国内需要の拡大や新たな輸出先の開拓、水産業の国内生産持続対策等を実施する。

施策例

- ・被災者の生活再建支援（金融庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）
- ・被災事業者のなりわい等再建支援（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
- ・河川、海岸、砂防、道路、港湾、上下水道、鉄道、公営住宅等の施設の災害復旧（国土交通省）
- ・通信・放送ネットワークの災害復旧（総務省）
- ・医療施設、社会福祉施設等の災害復旧（こども家庭庁、厚生労働省）
- ・学校施設、文化財等の災害復旧（文部科学省）
- ・農林水産施設等の災害復旧（農林水産省）
- ・災害廃棄物処理の加速化、廃棄物処理施設等の災害復旧（環境省）
- ・赤潮からの水産資源の回復等に向けた支援（農林水産省）
- ・福島第一原発廃炉のための「廃炉・汚染水・処理水対策事業」（経済産業省）
- ・ALPS処理水関連の影響を乗り越えるための水産業支援（経済産業省） 等

2. 防災・減災及び国土強靱化の推進

これまでの防災・減災及び国土強靱化の取組により、全国各地で自然被害を抑制する効果は上がってきている一方で、気候変動の影響によるリスクや大規模地震の切迫性は高まっている。激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機に対処できる人

142 災害公営住宅の用地取得費については、家賃低廉化の補助期間延長により対応するとともに、用地整備費について建設費の一部として補助する。また、能登半島における建設費の高騰に合わせて補助限度額を見直す。

143 令和6年能登半島地震によって被災した国定公園施設の災害復旧については、特例的に補助率を嵩上げする。

144 令和2年7月豪雨における「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」や、令和6年能登半島地震における「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」など。

命最優先の「防災立国」を実現するため、「国土強靱化基本計画」¹⁴⁵に基づき、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、必要かつ十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を推進する。

自然災害への備えに万全を期するため、発災時に快適なトイレ、プライバシーを守るパーティション、簡易ベッド、温かい食事を速やかに提供できるよう、必要な資機材の備蓄を推進し、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の登録制度を創設するなど、避難所環境の抜本的改善に取り組む。女性の視点を活かした避難所運営等に取り組む。避難所となる全国の学校体育館への空調整備について、ペースの倍増を目指して計画的に進める¹⁴⁶。政府の災害対応体制の強化、被災自治体・被災者への支援の強化等に向けて必要な制度見直しを行う法改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。防災庁の設置に向けた準備を進める。

地域におけるボランティア人材の育成に取り組む。発災時におけるNPO等の自主的な活動を支援するとともに、活動環境の整備に向けた検討を進める。消防防災力の充実強化を進める。

引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」¹⁴⁷に基づく取組を着実に推進する。令和6年能登半島地震等を踏まえ、あらゆる関係者が協働する流域治水等の人命・財産の被害を防止・最小化する取組、災害に強い交通ネットワーク・ライフラインの構築等の経済・国民生活を支える取組を推進する。予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を進める。インフラ・防災分野におけるデジタル技術の活用とともに、次期静止気象衛星の整備等により、世界最高水準の観測・予報能力を持つ気象庁の機能強化を強力に推進し、線状降水帯・台風の予測精度を更に高度化するなど、災害関連情報の予測、収集、集積及び伝達の高度化・改良、新総合防災情報システムとの連携等に取り組む。

「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なくこれまで以上に必要な事業が着実に進められるよう、令和6年能登半島地震の経験も踏まえつつ、「実施中期計画」策定に係る検討を最大限加速し、早急に策定する。

地域経済活性化支援機構について、次なる大規模災害に備えて財務基盤を強化するとともに、その業務期限を延長する法改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

これらの取組に加え、2024年に発生した自然災害等を踏まえ、新たにに取り組む必要が生じた対策も推進する。

145 2023年7月28日閣議決定。

146 学校体育館の空調設備の光熱費については、設備設置の進捗を踏まえつつ、地方交付税措置を検討する。

147 2020年12月11日閣議決定。

施策例

- ・ 南海トラフ地震などの大規模災害対策（内閣府、経済産業省、国土交通省）
- ・ 防災拠点となる「災害対策本部予備施設」、「広域防災拠点」、「道の駅」等の整備・改修・機能強化（内閣府、総務省、国土交通省）
- ・ 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた、避難生活環境の抜本的な改善のための避難所環境整備緊急事業、プッシュ型支援の迅速化に向けた分散備蓄整備（内閣府）
- ・ 災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等を登録する仕組みの検討など、ボランティアを始めとした多様な主体との官民連携による被災者支援の強化・充実（内閣府）
- ・ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府）＜再掲＞
- ・ 災害ケースマネジメントの取組の普及・啓発を含む事前防災強化に係る防災教育、研修の推進（内閣府）
- ・ 気候変動に対応する流域治水の推進（農林水産省、国土交通省）
- ・ 建築物、学校施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設、文化施設、自然公園、公共施設等の耐災害性の強化（内閣官房、内閣府、金融庁、こども家庭庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、会計検査院、最高裁判所）
- ・ 情報通信、エネルギー、上下水道、大規模盛土、工業用水、採掘区域、浄化槽、廃棄物処理施設、SS（サービスステーション）等の耐災害性の強化（内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、環境省）
- ・ 沖縄振興公共投資交付金を活用した沖縄の水道施設老朽化対策等の加速化（内閣府）
- ・ 地域の貴重な文化財を守る修理・防災対策（文部科学省）＜再掲＞
- ・ 市街地の安全性向上等に資する防災・減災まちづくりの推進（国土交通省）
- ・ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）化学物質分析加速化事業（環境省）
- ・ 協働防護による気候変動への適応（国土交通省）【制度】
- ・ 近年の激甚化する災害に対応する法面・盛土対策や無電柱化等の道路インフラの局所対策（国土交通省）
- ・ 交通ネットワーク（道路・鉄道・空港・港湾等）の耐災害性の強化（国土交通省）
- ・ 国土強靱化に資する道路ネットワークの機能強化に関する対策（国土交通省）
- ・ 河川・ダム、道路、都市公園、鉄道、港湾・漁港、ため池、農業水利施設、学校施設等の重要インフラに係る老朽化対策（こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、人事院）
- ・ 線状降水帯、台風等による大雨等の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策（国土交通省）
- ・ 災害時情報の予測・収集・伝達手段、要配慮者など被災者支援の強化（こども家庭庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省）
- ・ 位置情報等のデータの整備を含むデジタル技術や新技術を活用したインフラの整備、管理等の高度化の推進（国土交通省）
- ・ 新総合防災情報システムの実践的な机上演習等による活用促進やデータ連携基盤との連携ルールの整備、官民の被災者支援システムの連携強化（内閣府）
- ・ 改正活動火山対策特別措置法¹⁴⁸等を踏まえた火山防災に関する対策、地震津波火山観測網等の更新（内閣府、文部科学省）
- ・ 装備資機材等の整備等による警察の災害対処能力の強化（警察庁）
- ・ 能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊や消防団の充実等の消防防災力強化に必要な資機材整備・DX等の推進（総務省）
- ・ マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化の全国展開の推進（総務省）
- ・ 防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策（国土交通省）
- ・ 自衛隊の活動基盤や災害への対処能力の強化等（防衛省）
- ・ 能登半島地震を踏まえた TEC-FORCE 等の災害対応に係る支援体制・機能の充実強化（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）
- ・ 船舶や医療コンテナを活用した災害医療活動の実行性向上の推進（内閣府、厚生労働省）
- ・ 海洋ごみの回収・処理、発生抑制による海岸漂着物等に関する対策（環境省）
- ・ 地域経済活性化支援機構の災害対応力の強化（内閣府）

148 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第60号）。

- ・改正空家法¹⁴⁹等による空き家対策（国土交通省）【その他】
- ・鳥獣被害防止のための指定管理鳥獣捕獲の支援（環境省）＜再掲＞
- ・原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化（内閣府）
- ・放射線監視体制及び原子力災害医療機関施設の機能維持・強化（原子力規制庁） 等

3. 外交・安全保障環境の変化への対応

激変する安全保障環境から、日本を守り抜く。国際社会の分断と対立が進む現状を踏まえ、現実的な国益を踏まえた外交によって、日米同盟を基軸に、友好国・同志国を増やすとともに、外交力と防衛力をバランスよく強化し、我が国の平和と地域の安定を実現することを目指す。

（1）外交・安全保障

「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの下、法の支配に基づく国際秩序を揺るぎないものにするため、各国・地域との協力連携を深める。併せて、ルールに基づく国際経済秩序を維持・強化することで、自由貿易体制を推進する。

安保理理事国を務める責任ある国として、国連の機能強化に貢献するとともに、オファー型協力を始めODAの戦略的な活用を含め、気候変動、食料、保健、女性・平和・安全保障等の分野において、グローバル・サウスへの支援を強化するなど、地球規模課題の解決に取り組む。DX・GXや経済安全保障の分野において、我が国の技術を活かしたグローバル・サウスへの事業展開に関する実証を支援し、それらの国の経済成長や社会課題解決に貢献する。

ウクライナ及び周辺国に対し、無償資金協力、円借款、技術協力及び国際機関への拠出を通じて、緊急の人道支援、財政支援や復旧・復興支援を行う。

緊急時の在留邦人の保護のための在外公館の防御機能の強化及び領事機能の強化に取り組む。在中国の日本人学校による通学時の安全対策について支援を行う。

海上保安能力の強化のため、巡視船、航空機の増強整備を行うとともに、海上保安庁職員の勤務環境の改善や処遇向上を通じ、人的基盤を強化する。

欧米主要国と同等以上にサイバー安全保障分野での対応能力を向上させるとの方針¹⁵⁰を踏まえ、官民におけるサイバーセキュリティ対策を強化する。我が国のサイバーセキュリティを強化するため、能動的サイバー防御¹⁵¹の実施に向けた検討を更に加速し、法案を

149 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）。

150 「国家安全保障戦略」（2022年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）。

151 武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のお

早期に国会に提出することを目指す。

A I 等の技術を活用した偽情報に関する情報収集・分析能力を強化し、欧米主要国と同等以上の強固な情報セキュリティ基盤を構築する。

施策例

- ・「自由で開かれたインド太平洋（F O I P）」の維持・発展（外務省）
- ・国連を始めとする国際機関等の機能強化に貢献するための支援（外務省）
- ・脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（J C M）及び廃棄物管理インフラ整備等の推進（環境省）
＜再掲＞
- ・グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（U H C）推進（外務省、財務省、厚生労働省）
- ・グローバル・サウス諸国との連携の強化（外務省、財務省）
- ・グローバルサウス未来志向型共創等事業（経済産業省）＜再掲＞
- ・国際協力銀行（J B I C）によるグローバルサウス向け金融支援強化（財務省）
- ・ウクライナ及び周辺国の緊急支援ニーズへの対応（外務省、財務省）
- ・在外公館等の強靱化・邦人保護の強化（外務省）
- ・武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に向けた取組（内閣官房）
- ・海上保安能力の強化等（国土交通省）
- ・沿岸密漁対策と越境操業対策の強化（農林水産省）
- ・官民におけるサイバーセキュリティ対策の強化（内閣官房）
- ・国土交通分野におけるサイバーセキュリティ対策の強化（国土交通省）
- ・外務省の情報戦への対応力強化（外務省） 等

（２）防衛力の強化

戦後最も厳しく複雑な状況となっている安全保障環境を踏まえ、自衛隊の運用態勢を速やかに確保するとともに、自衛隊の活動を支える人的基盤の強化や施設の整備を進め、防衛力を抜本的に強化する。

自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に向けて、新たに設置された「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」（2024 年 10 月 9 日設置）において、2024 年内に、関係省庁が連携して取り組むべき方策の方向性と令和 7 年度予算に計上すべき項目をとりまとめる。

日米同盟の抑止力・対処力を強化しつつ、地元負担の軽減を図るため、米軍再編を着実に実施する。

施策例

- ・自衛隊の活動基盤や災害への対処能力の強化等（防衛省）＜再掲＞
- ・自衛隊等の安全保障環境の変化への的確な対応（防衛省）

それがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するための措置として導入するもの。

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

経済社会活動の前提として、性別や世代、障害の有無等にかかわらず、全ての国民に安心と安全を届けることが重要である。デジタルの力も活用しつつ、防犯対策やこども・子育て支援に取り組み、全ての国民が、どこにいても個性と能力を発揮し、幸福と生きがいを感じられる「誰一人取り残されない社会」を実現することを目指す。

（１）防犯対策の強化

我が国の治安をめぐる情勢は、SNSで実行犯を募集して特殊詐欺のみならず強盗等の凶悪な犯行に及ぶ事件が広域に発生し、社会における重大な脅威となるなど、厳しい状況にある。繁華街・歓楽街を含む都市部の安心・安全の確保が重要な課題となっている。こうした中、全ての国民が安心して暮らせるよう、取締り体制を確保するとともに、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体で防犯対策を強化し、官民が連携する形で、安心・安全なまちづくりを推進する。

いわゆる「闇バイト」による強盗・詐欺への対策を強化する。多くの国民がその被害に遭う、又は、意図せず犯行に加担することのないよう取り組む一方で、犯罪者については、そのツールを奪い、あるいは、逃がさないよう、厳正に対処する。具体的には、警察による広報や相談対応、犯罪者グループの取締りに必要な体制の確保や装備資機材の高度化を進める。犯罪実行者募集に関するサイバーパトロールや求人メディア事業者及びSNS事業者に対する犯罪実行者募集情報の掲載防止及び削除の依頼等の取組を推進する。防犯カメラの設置、青色回転灯等装備車（いわゆる「青パト」）の整備、防犯ボランティア活動の拠点整備など、デジタル技術を活用した地域防犯力の強化への支援を行うとともに、引き続き、防犯性能の高い建物部品の設置といった防犯対策強化の取組への支援を行う。

施策例

- ・国民生活の安全・安心のための各種対策の推進（警察庁）
- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府）＜再掲＞

（２）こども・子育て支援の推進

こども・若者や子育て世代の視点に立ったこども政策を推進し、「こどもまんなか社会」を実現することを目指す。

こども・若者視点の現場主義を強化するため、各府省庁の各種審議会等の委員にこどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。「加速化プラン」¹⁵²を始めとするこども・子育て政策の質を更に向上させるため、EBPMを強化する。

152 「こども未来戦略」（2023年12月22日閣議決定）に基づくこども・子育て支援加速化プラン。

こどものための質の高い成育環境を提供する。保育士、幼稚園教諭等の処遇改善や保育士資格の新規取得促進による人材の確保、保育所のICT環境整備、保育業務のワンストップの実現を含めた保育DXの推進による現場負担の軽減を進める。過疎地域における保育機能について、多機能化を通じてその維持・確保に取り組む地方公共団体を支援するなど、質の高い保育を持続的に確保する。放課後児童クラブの質・量の拡充、入院中のこどもの家族の付添いに関する環境改善に取り組む。保育所への配置が求められる常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義、保育所を運営する株式会社が地方公共団体に提出する会計書類に企業会計基準を適用することを可能とする運用方針について、2024年度内に、改めてそれらを周知するとともに、国の相談窓口を設置する。

厚生年金保険の養育期間標準報酬月額の特例申出に係る戸籍謄本添付について、2024年11月にマイナンバー制度を活用した情報連携により省略可能としたところであり、これに加え、2025年1月から、事業主が続柄確認をした場合にも添付を省略できる取扱いを開始する。改正子ども・子育て支援法¹⁵³及び子ども性暴力防止法¹⁵⁴の円滑な施行に向けた準備を進めるほか、保育所等の性被害防止対策や防災・減災対策に取り組む地方公共団体を支援し、こどもの安心・安全を確保する。

こどもの悩みを幅広く受け止める場の実態把握及び広報を行う。こども家庭センター¹⁵⁵の設置・機能の拡充、ヤングケアラー支援の強化、共働き里親の推進に関する先駆的な取組及びこどもホスピス¹⁵⁶への支援を進める地方公共団体を支援する。ひとり親家庭のこどもの食事の提供を行うNPO等を支援するほか、ワンストップ相談体制の構築、ひとり親家庭の就職・定着に向けた職域の拡大や就業後の定着支援に取り組む地方公共団体を支援する。

施策例

- ・ 子ども・若者意見反映及びこども政策推進事業（こども家庭庁）
- ・ 保育士等の処遇改善（こども家庭庁）
- ・ 保育士修学資金貸付等事業（こども家庭庁）
- ・ 保育DX等による現場の負担軽減（こども家庭庁）
- ・ 過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業（こども家庭庁）
- ・ 保育等の提供体制の確保（こども家庭庁）
- ・ 放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業（こども家庭庁）＜再掲＞
- ・ 放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業（こども家庭庁）＜再掲＞
- ・ 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業（こども家庭庁）
- ・ 地域で安心して妊娠・出産できる環境の整備（こども家庭庁）＜再掲＞
- ・ 「常勤保育士」の範囲拡大を通じた保育人材の確保（内閣府、こども家庭庁）【制度】
- ・ 保育所を運営する株式会社の事務負担軽減（内閣府、こども家庭庁）【制度】

153 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）。

154 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）。

155 児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。

156 小児緩和ケアの対象となるこども、きょうだい児を含めた家族を対象に提供されるケアの一つの形態をいう。我が国では、対象となるこどもと家族の状態やニーズに即し、多様な民間施設や団体等により、様々な場所や方法で実践されている。

- ・子育てに関する各種申請業務の負担軽減（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備等（こども家庭庁）
- ・こども性暴力防止法施行関連事業（こども家庭庁）
- ・保育所等の防災・減災対策事業（こども家庭庁）
- ・こどもの悩みを受け止める場の実態把握・広報事業（こども家庭庁）
- ・こども家庭センター設置・機能強化促進事業（こども家庭庁）
- ・ヤングケアラー支援体制強化事業（こども家庭庁）
- ・共働き家庭里親等支援強化事業（こども家庭庁）
- ・こどもホスピス支援モデル事業（こども家庭庁）
- ・ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業（こども家庭庁）
- ・ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業（こども家庭庁）
- ・民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業（こども家庭庁） 等

（３）公教育の再生を始めとする学びの支援

「人づくりこそ国づくり」という考え方の下、あらゆる人が、最適な教育を受けられる社会を実現することを目指す。

GIGAスクール構想第２期を推進するとともに、デジタル人材育成の抜本強化、AIや教育データの活用によって、教育DXを加速する。

多子世帯の学生の授業料無償化について、必要とする者に確実に経済的支援を届けるため、実施体制に万全を期す。

不登校の未然防止・早期対応に向け、対象となる児童生徒やその保護者に対する専門的な相談・支援体制づくりに取り組む地方公共団体を支援する。不登校のこどもに関し、医療・福祉等の関係機関と連携し、こどもの悩みや保護者ニーズに応じて、相談対応、支援機関とのマッチング等の取組を行う地方公共団体を支援する。いじめの防止に向け、加害者児童への指導・支援や重大事態発生後の学校における組織体制の整備を支援するとともに、学校外からのアプローチによるいじめ解消に取り組む地方公共団体を支援する。不登校・いじめのない誰もが安心・安全に学べる学校づくりや学校外の学びの場の確保のため、優良事例の発掘に向けた調査研究を行う。

施策例

- ・教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用（文部科学省）＜再掲＞
- ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行（文部科学省）＜再掲＞
- ・円滑な奨学金事務のためのシステム改修（文部科学省）
- ・不登校の未然防止・早期対応に向けた保護者等への相談支援体制構築事業（文部科学省）
- ・地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援（こども家庭庁）
- ・いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業（文部科学省）
- ・いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業（文部科学省）
- ・学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証（こども家庭庁）
- ・不登校・いじめ対策の効果的な活用の促進に向けた調査研究（文部科学省）
- ・スクールバスの活用なども含めた通学時の安全対策の推進（文部科学省）

- ・ 特別支援学校の教室不足解消に向けた施設整備（文部科学省）
- ・ 幼児教育の質の向上のための環境整備（文部科学省） 等

（４）女性・高齢者の活躍・参画の推進

（女性）

女性の賃金・所得向上・経済的自立を進める観点から、2024 年度内を目途に、企業における男女間賃金差異の公表義務の対象¹⁵⁷拡大に向けた検討を進め、結論を得る。

デジタル分野を始めとするあらゆる分野において、ジェンダー・ギャップの解消に向けた取組を進める。

女性デジタル人材・起業家や女性防災リーダーの育成、困難や不安を抱える女性に寄り添った支援に取り組む地方公共団体を支援する。労働者の希望に応じた育児休業の取得に向けた環境整備に取り組む中小企業への支援を拡充する。非正規雇用労働者に女性が多いことを踏まえ、キャリアアップ助成金の活用等により、希望者の正社員転換や処遇改善を支援する。

STEM分野¹⁵⁸でのジェンダー・ギャップを縮小させ、イノベーション領域で女性が公平に評価され、活躍できるよう環境を整備する。地方を含め、理工農分野への学部転換や情報系分野の増員を行う大学を支援する中で、民間企業と連携し、理工農分野における女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保の支援に取り組む。理系分野を目指す女子の育成に資するため、ロールモデルによる理系の魅力の発信を進める。

女性の機会を守り、人権が守られる社会の実現に向けて取り組む。あらゆる分野における政策・方針決定過程に女性が参画する機会の確保に取り組む。

全国津々浦々において男女共同参画社会の形成を促進するため、独立行政法人国立女性教育会館及び各地の男女共同参画センターの機能を強化することとし、所要の法案を早期に国会に提出することを目指す。こうした機関の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、不断の効果検証を促す。

分娩取扱施設が少ない地域における産科施設への支援による妊娠・出産環境の確保、女性の健康相談支援体制の構築に取り組むほか、女性に選ばれる地方づくりに向けた課題や優良事例の発掘のための調査を行う。

¹⁵⁷ 現行は、常時雇用する労働者の数が301人以上の企業において公表が義務となっている。

¹⁵⁸ Science, Technology, Engineering and Mathematics（科学・技術・工学・数学）の頭文字をとっており、理工系の教育・研究分野を示す。

あらゆる暴力の根絶に向け、災害時を含む多様な性犯罪・性暴力被害者への支援体制の拡充、配偶者等からの暴力の被害者の相談支援体制の整備、女性相談支援センターの支援体制の強化を進める。

(高齢者)

高齢者の体力的な若返りや長寿化が進む中、高齢者がそれぞれの意欲や能力に応じた就労や社会活動への参画を行い、その能力を発揮するための環境整備を進める。高齢者の賃金・所得向上とともに、Well-being の高い社会の実現につなげる。

地方公共団体やNPOが、地域における就労や社会活動の機会を掘り起こし、それらの機会への参加を希望する者とのマッチングの仕組みを構築する取組を支援するとともに、その好事例を横展開することによって、高齢者を含む幅広い世代の社会参画の拡大につなげる。

65 歳超雇用推進助成金の積極活用を促し、雇用主による 65 歳以上の年齢への定年延長や 66 歳以上の継続雇用制度の導入を支援する。高齢者を含め、きめ細かいサポートが必要な求職者に対し、伴走型で職業相談・就職支援を推進する。意欲ある高齢者の就労を促進するため、シルバー人材センターにおいて、高齢者向けの就業支援機器を貸与するモデル事業を実施するとともに、フリーランスの取引に関する新たな法律¹⁵⁹の内容等を説明する専門員を配置し、会員が安心して就労できる環境を整備する。

高齢者を始めとする国民のデジタル活用の不安解消のため、スマートフォンの利活用に関する講習会を開催し、オンライン行政手続きへの対応を含め、デジタルリテラシー向上のための助言・相談を実施する。

認知症の方やその家族への支援を充実するため、地域包括支援センターのICT導入を支援し、アクセスしやすい環境を整備する。認知症の早期発見から早期介入までの一貫した支援モデルの構築に向けた実証研究を進める。国・地方が一体となった認知症施策の推進に向け、地方公共団体が策定する認知症施策推進計画の支援を行う。

施策例

- ・女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の開示（厚生労働省）【制度】
- ・地域女性活躍推進交付金（内閣府）
- ・育児休業取得に向けた環境整備を支援する「両立支援等助成金」の拡充（厚生労働省）＜再掲＞
- ・非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組（厚生労働省）【その他】＜再掲＞
- ・独立行政法人国立女性教育会館の機能強化（文部科学省）
- ・人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ（厚生労働省）＜再掲＞
- ・女性の健康相談支援体制構築事業（厚生労働省）
- ・「魅力的な地域をつくる」ための先行事例の調査・研究事業（内閣官房）
- ・性犯罪・性暴力被害者支援の強化（内閣府）

159 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）。

- ・DV被害者等への支援体制の充実（内閣府）
- ・官民協働等女性支援加速化事業（厚生労働省）
- ・多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業（内閣府）
- ・シルバー会員就業支援事業（厚生労働省）
- ・シルバー人材センターの契約見直しに係る説明対応事業（厚生労働省）
- ・デジタル活用支援推進事業（総務省）
- ・地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業（厚生労働省）
- ・認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクト（厚生労働省）
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援（厚生労働省） 等

（５）困難に直面する者・世帯への支援等による安心・安全の確保

孤独・孤立対策を推進するため、地方における官民NPOの連携、先駆的なNPO等の取組の支援や「つながりサポーター」の養成に取り組む。これまでのリ・スキリング等の支援の成果を踏まえ、就職氷河期世代を含む中高年層について、地方公共団体と連携し、社会参加やリ・スキリングを含めた就労・活躍に向けた支援を行う。その際、就職氷河期世代については、共通の課題を抱える幅広い世代と併せて支援することによって、支援対象者にとっての選択肢を拡大¹⁶⁰し、政策効果を一層高める。

生活困窮者の早期自立に向け、広域的な事業を行う都道府県への支援によって空白区の解消を進めるとともに、生活困窮者の個別ニーズに合わせた就労支援スキームの構築に向けて取り組む。生活困窮者の居住支援のための相談体制の整備に取り組む地方公共団体を支援する。

障害者に対する偏見や差別の解消、理解の深化に向けた普及・啓発活動を行う。障害者の社会参加や地域移行を推進するため、地方公共団体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設の整備を支援する。

障害福祉サービス事業者等の手続き負担を軽減するため、2024年度内に、障害者総合支援法¹⁶¹及び児童福祉法¹⁶²の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き¹⁶³について、標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講じる。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律¹⁶⁴に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者とその配偶者に対する補償金に加えて、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に対する人工妊娠中絶一時金の支給を行う。その際、法律の施行に伴う周知広報や円滑な申請に向けたサポート体制の構築を行う。

160 リ・スキリングメニューの充実・多様化、マッチング参加企業の拡大等。

161 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）。

162 昭和22年法律第164号。

163 指定申請及び報酬請求。

164 令和6年法律第70号。

自殺防止対策を強化するため、相談体制の拡充に取り組む地方公共団体を支援する。

施策例

- ・ 孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備（内閣府）
 - ・ 地域における孤独・孤立対策に関するＮＰＯ等の取組モデル調査（内閣府）
 - ・ 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（仮称）（内閣府）
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施地方公共団体への導入支援事業（厚生労働省）
 - ・ 生活困窮者自立支援の機能強化事業（厚生労働省）
 - ・ 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現推進支援事業（内閣府）
 - ・ 障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備（厚生労働省）
 - ・ 障害福祉分野における標準様式及び標準添付書類の使用の原則化（内閣府、こども家庭庁、厚生労働省）
- 【制度】
- ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等（こども家庭庁）
 - ・ 地域における自殺対策の強化（厚生労働省）
 - ・ アイヌ政策推進交付金（内閣府）
 - ・ 地方消費者行政強化交付金（消費者庁）
 - ・ 法テラスによる総合法律支援の実施体制の整備（法務省）
 - ・ 公安調査庁の情報収集・分析能力の強化（法務省）
 - ・ 食品安全行政に関する体制強化（厚生労働省）
 - ・ 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策（農林水産省）
 - ・ 鉄道駅のバリアフリー化・ホームドア等の整備推進及び都市鉄道の整備促進（国土交通省）
- 等

A I ・半導体産業基盤強化フレーム

1. 事業規模

産業競争力の強化、経済安全保障及びエネルギー政策上の観点から、今後 10 年間で 50 兆円を超える A I ・半導体関連産業全体での国内投資を官民協調で実現するため、政府は、2030 年度までに、

- (1) 次世代半導体研究開発やパワー半導体量産投資等への補助及び委託等として 6 兆円程度（補助及び委託等）
- (2) 次世代半導体量産投資や A I 利活用に向けた計算基盤整備等への出資や債務保証等として 4 兆円以上（金融支援）

全体として 10 兆円以上の A I¹・半導体分野への公的支援を必要な財源を確保しながら行う。その際、A I ・半導体の活用を通じた情報処理の高度化は、エネルギー消費の削減に寄与することを踏まえ、エネルギー対策特別会計で区分して経理する²。

A I ・半導体分野への国による支援については、効果的に A I ・半導体分野への投資を促進していく観点から、①世界で戦い抜くための戦略を持ち、我が国の幅広い産業の競争力強化、経済成長、地方創生につながることに、②サプライチェーンにおけるチョークポイントとして経済安全保障上重要な物資や技術であること、③国による中長期的な財政上のコミットがない限り、民間企業だけでは必要かつ十分な投資が行えないこと³、を条件として支援する。

また、第三者の外部有識者による評価等の下で、支援フレーム全体及び支援対象事業の政策目的の達成状況を検証するとともに、大規模な支援対象事業については適切なマイルストーンを設定し、その達成状況等を確認しながら、事業計画の認定・見直しや支援継続の要否等を議論する枠組みを設ける。

2. 財源等

（補助及び委託等）

将来の財政投融资特別会計投資勘定からの出資・収益確保につなげる観点から、財政投融资特別会計からエネルギー対策特別会計に複数年度にわたって繰り入れることにより、2.2 兆円程度を確保する⁴。その際、2030 年度までの A I ・半導体分野への支援については、一度に多額の資金が必要と想定されることから、必要に応じ、つなぎ

1 半導体の高度化と一体となった A I 技術基盤の開発・事業化。

2 財政投融资特別会計投資勘定から直接出資するもの、「重要物資の安定供給のためのサプライチェーン強靱化支援」のうちエネルギーの効率化に資さないものを除く。

3 具体的には、国内で実現の目処が立っていない最先端の A I ・半導体関連の技術開発や量産投資を他の企業に先んじて行う場合を想定している。

4 1. (1) 及び (2) に対する財政投融资特別会計投資勘定からの財源は、3 兆円程度とする。

として、エネルギー対策特別会計の負担で特会債を発行する⁵。

また、産業競争力の強化やそれに向けた経済基盤の維持のために予算措置してきた基金等からの国庫返納金、半導体支援を行う基金の執行残額の活用及び商工組合中央金庫の株式売却収入により、1.6兆円程度を確保する。

この他、A I・半導体の活用を通じたD Xの加速がG Xの効果を最大化することや、今後増大するデータセンターの電力需要への対応等を踏まえたG X経済移行債等⁶の活用⁷に加えて、産業競争力の強化やそれに向けた経済基盤の維持のために予算措置してきた基金の点検・見直しによる国庫返納金⁸の活用により、2.2兆円程度を確保する。

(金融支援)

4兆円以上の規模が見込まれる民間融資への債務保証や出資といった金融支援を実現するため、財政投融资特別会計投資勘定からの産業投資による出資、及びG X経済移行債の活用等により必要な財源を確保する。

上記の方針に基づき、次世代半導体の量産等に向けた金融支援等を実施するために必要な法案を、次期通常国会に提出する。

5 つなぎとして発行する特会債は、財政投融资特別会計からエネルギー対策特別会計への繰入により確保する財源の範囲内で、償還及び利払いの見通しを踏まえて発行する。償還期間は、官民協調でのG X投資を実現するために発行しているG X経済移行債の償還期間等を踏まえ、2050年度までとする。

6 エネルギー対策特別会計において実施している省エネA I半導体及びシステムに関する技術開発事業等を指している。

7 G X経済移行債の活用は、毎年の予算編成において、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（2023年7月28日閣議決定）の国による投資促進策の基本原則を満たすと判断された場合に限る。後述の金融支援におけるG X経済移行債の活用も同様である。

8 産業競争力の強化やそれに向けた経済基盤の維持のために繰り入れられた経済産業省所管の基金執行残額の国庫返納金に限る。

本対策の規模

	(財政支出)	(事業規模)
I. 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・ 所得を増やす～	10.4兆円 程度	19.1兆円 程度
II. 物価高の克服 ～誰一人取り残されない成長型経済 への移行に道筋をつける～	4.6兆円 程度	12.7兆円 程度
III. 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～	6.9兆円 程度	7.2兆円 程度
合 計	21.9兆円 程度	39.0兆円 程度

(注) 財政支出21.9兆円のうち、国の一般会計13.9兆円（I：5.8兆円、II：3.4兆円、III：4.8兆円）、特別会計0.9兆円、財政投融资1.1兆円。